

令和2年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年 3月17日 (火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和2年 3月17日 (火) 午前 9時00分
閉 会 日 時	令和2年 3月17日 (火) 午後 5時25分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第10号	鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例	原案可決
第19号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第21号	令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第24号	令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第27号	令和2年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	永野 和美	教育部長	佐藤 康夫
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与	野本 昌宏
こども応援課長	鳥沢 保行	教育部副部長	
こども応援課副参事	久保田明子	兼教育総務課長	岡田 和弘
子育て支援課長	伊藤 正一	中学校給食センター所長	谷 広明
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長	伊藤 和代
		教育部副部長	
		兼学務課長	大島 進
(健康福祉部)		学務課副参事	棚澤 大輔
健康福祉部長	田口千恵子	学校支援課長	上岡 勝
健康福祉部副部長	細野 兼弘	学校支援課副参事	池田 耕司
福祉課長	川畷 利徳	スポーツ課長	竹井 豊
障がい福祉課長	新井 隆司		
障がい福祉課副参事	新島 政博		
健康福祉部参事			
兼健康づくり課長	清水 恵子	吹上支所副支所長	大澤 昌弘
介護保険課長	福島 光一	川里支所副支所長	神田 英昭

書 記

吉田 隆一
森田 慎三

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。織田京子委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第21号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第27号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計予算の議案5件でございます。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第10号及び議案第19号について議案番号順に審査を行います。次に、議案第24号の令和2年度一般会計予算について審査を行います。次に、健康福祉部に係る議案第21号の特別会計補正予算、議案第27号の特別会計予算について議案番号順に審査を行います。審査は全て執行部の説明の後、質疑、討論、採決の順に進めたいと思います。また、質疑につきましては、質疑の内容についてよく整理していただき、議案第19号及び第24号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくをお願いいたします。この方法で異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(スポーツ課長) 議案第10号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本条例については、鴻巣市使用料等適正化に関する基本方針に基づき、使用料等の改定を行ったところですが、川里グラウンドゴルフ場について利用者の利便性を考慮し、また同じ常設の施設である吹上パークゴルフ場の利用料金の形態と合わせることから、川里グラウンドゴルフ場の利用形態を団体料金を廃止し、単位を1時間と明記しているものを16ホールとするものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(加藤) では、議案第10号について質問させていただきます。

パークゴルフ場に合わせて団体ではなくて、まず個人的なというふうな理由からということで、あと使用料の適正的な、いろんなことの中でのこの改正ということなのですが、今までは団体が1時間800円という料金ですよね。それが一般、一般ということは1人というふうになるかと思うのですがけれども、大体このパークゴルフも必ずしも団体で来るのではなくて、個人個人で来る方もいらっしゃると思うのですが、大体グラウンドゴルフというのは1人で行くということはほとんどないと思うのです。大体団体というか、グループで行くことが多いということを知っています。

今までは、これまでかな、65歳というか、無料でしたよね。今回1人というとは大体グラウンドゴルフのグループの人というのは今だんだんと少なくなってきたのですけれども、20人前後はいます。そうしますと、1人100円ということは、1回使うに当たってグループは一人一人が料金を出すのではなくて、書いたら出すということになっていますので、そうすると1グループが20人とすると、1回使うに当たり2,000円かかるわけですよね。本当にあちこちの利用料が変更されて、今まで無料だったところを全部利用料ということで、払わなければならなくなったわけで、非常に高齢者の人たちがいろいろと健康づくりにやっていることが負担になると思うのですが、そういったことを全然考えないこういった設定になっているのかをまず1点お聞きしたいと思います。

1点ずつのほうがいいですか。内容について。

(委員長) はい。

(加藤) まず、では今の点で。

(スポーツ課長) 加藤久子委員のご質問にお答えいたします。

先ほど団体は今まで団体があって、これからは団体がなくなるということですが、そもそもパークゴルフ場、グラウンドゴルフ場につきましては、通常のゴルフもそうなのですけれども、団体で予約はされませんが、通常のお支払いというのは個人でお支払い頂いているものがほぼということになっております。それで、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場につきましては、共用施設ということになっております。その辺も踏まえまして、また大人数で利用される場合、30、40、団体によっては大人数になりますけれども、そうしますとその団体での利用料金と、今回標準化ということで1人100円ということで、格差も生じてしまうところもございまして、その辺を鑑みまして、今回団体料金の廃止ということをお願いしたところでございます。

以上です。

(加藤) 今の答弁で、団体で来たにしても支払われるのは個人だと今答弁がありましたけれども、そういう払い方をしていますか。パークゴルフに合わせるということは、パークゴルフはパークゴルフですし、グラウンドゴルフはグラウンドゴルフで、違うと思うのですよね。やはり何か本当に今まで無料で使えたものが、ましてこのような、一般で1人100円となると何か安いような、今までが800円だったのが100円になって安いのかなというふうな錯覚も起こすこともあるかなと思うのですが、1人100円ですから、先ほど申し上げましたように、1人でグラウンドゴルフに川里に行くなんていうことは、あそこのグラウンドゴルフ場でやるということなどはほとんどないと思うのです。そういうのってやっぱり現時点での現状を踏まえた中でのことって考えているのですか。

(スポーツ課長) 先ほどのご質問ですけれども、現在パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場を利用されている方あると思うのですけれども、そもそも論で言いますと今回、今まで川里のグラウンドゴルフ場におきま

しては無料ということでご利用いただいております。しかしながら、あれだけの芝生の施設ですので、設備の維持管理、芝生を整備するのに当たりましてはトイレ、全てのほうを行うに当たりましてはやはりコストがかかっている状態で、その辺も鑑みまして今回料金設定、無料から有料ということにさせていただいたところでございます。

以上です。

(加藤) 今自分でそれはチェックしていませんけれども、たしかこの管理運営費が百何万かかっているかなと思います。今までももちろんかかっているわけですが、でも今までそういう本当に健康づくりでお年寄りの方がやっているという中で、ここに来てこういう料金の値上げするということはちょっと考えられないのですけれども、この件に関して質問してもきっと同じ答弁になってしまうかと思うのですが、内容をちょっと質問します。では、この使うに当たってどこで手続をするのか。あともう一つ、質問内容言います。それと、昨日の本会議の中で、担当課に苦情はないというふうな、そんな答弁が部長のほうからあったかと思うのですが、まだ予約はできるのかもしれませんが、そういう値上げになるとかということがあまり皆さん情報が把握されていないかと思うのです。そういう中で、苦情がないなんていうことはまだまだこれからの話であって、そういったことはどういうことから苦情がないなんて、まだこの今の段階でそんな話を考えてられるのか。

今2点ですけれども、どこで手続をして、どうするのかということをお2点お願いします。

(スポーツ課長) まず、施設の受付につきましてですけれども、現在川里地域のスポーツ施設につきましては、川里中央公園、あかぎ公園等は全て川里農業研修センターで行っております。これは、今までも団体等の申請、個人もそうですけれども、川里のほうで行っていた状況でございます。

また、もう一点、苦情があったかどうかということですが、私どものほうも料金を改正しまして、有料になるということで表示をさせていただいたところでございます。そのときに、利用者のほうから料金、

有料になったということでの苦情というのは特に指定管理を通してうちのほうにも入ってはいない状況でございました。しかしながら、今回お願いしたところでございます料金の単位のほうですか、1時間ではどうしても夏場利用するに当たって休憩をしながらやるということで、そこだけはどうしても1時間ではなくホールでの設定にしてもらえないかというようなご意見を多数頂いたこともございまして、今回お願いしているところでございます。

以上です。

(加藤) 大体グラウンドゴルフ、1ゲームするのに1時間三、四十分ですか、かかって、1時間ではほとんど16ホールは回り切れないと思うのです。そういうことでなくてということですが、それは例えば本当に4人ぐらいで行ってやろうかなというふうにいったときには、1時間でできなくて、800円ですから1,600円かかってしまうわけです、4人でもね。1人100円で16ホールは全部使えるということで、100円であれば400円で済むわけですから、その人たちのことを考えればそういうことになるかと思うのですが、でも今あちこち利用料が取られるというふうなことで、ではどこでみんなグラウンドゴルフをできるかということで四苦八苦されているわけですよ。こういうところでまた1人100円で、もう20人いれば2,000円もかかるということになったら本当に行き場がなく、ではもう人数も少ないし、やめようかという、本当に健康づくりもできないような、そういうことになってくると思うのです。

ですから、やっぱりその辺も全て考えた中で料金なども考えてほしいというふうに思うのですけれども、全然そういう配慮はされていないというふうに感じています。手続というか、申請を農業研修センターって、今も例えば多目的グラウンドなんか使う場合もそこで監視して、パークゴルフはあそこに事務所的な、ちょっと小屋があってやっていますけれども、多目的グラウンドなどは体育館なりで手続をして、そこでというふうなことで、誰もそこで見ているわけではないのですが、では例えばこのグラウンドゴルフ場に行って手続も何もしないで、今までただで使えたわけだから、そんなお金がかかるということも知らないで使うとい

う、そんなこともあり得るかと思うのですけれども、その辺はどのような管理の仕方をするのか。苦情がないって、だから先ほど言ったようにまだ今の段階ではそんな、そうなってしまったのではしようがないねみたいな話は私も聞いていますけれども、でもそれでは済まされる今の時代ではないのではないかと思うのですけれども、その辺答弁をお願いします。

(スポーツ課長) まず、先に1点目、管理についてということですが、確かに受付につきましては川里農業研修センターで行いますけれども、指定管理者のほうにこの辺は協議を実は済ませておりまして、指定管理者のほうで時間を通して巡回をしていただくというような方法を取ろうと考えております。また、受付をしていただいたときに、お金のお支払いが済んだかどうかというのが確認できるように、受付時、お金を頂いた後に、まだどういふものかというのは直接は確認はしていませんけれども、腕に巻くような、腕輪と言ったら変なのですけれども、そのようなもので……

(腕章の声あり)

(スポーツ課長) はい。そのようなものをつけてプレーをしていただくということで、見た目でもお支払いしていただいている方、いただいている方は確認はできるかと思えます。一応そのような形で管理のほうは考えております。

(橋本) おはようございます。私も、では議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例、少し質問させていただきます。

これ本会議でも質問があったのですけれども、9月に改正したばかりだと思いのすけれども、これその前にいろいろ皆さん調査研究をしてこういう形にしたと思いのすけれども、それをなぜまた改正するのか。そして、市民から要望があったということで、たくさん多くの、今も話が多いの要望があった。例えばこれから4月、いろんなところが改正すると思いのすけれども、多くの要望が、私値上げのことでいろんなことを聞いているのですけれども、多くの方から要望あったらこんな、半年ですよね、改正をこれからもしてしまうのか、それだけちょっとお聞

きします。

(スポーツ課長)では、橋本委員のご質問にお答えいたします。

改正したばかりなのになぜまた改正する必要があったかということですが、9月議会にて確かに体育施設の利用料金の改定を行い、利用者に周知をしたところでございます。川里グラウンドゴルフ場の利用料金については、現行条例の単位1時間でそもそも改定を行いました。しかしながら、利用者から、先ほども説明をさせていただきましたけれども、1時間という設定ではプレーができない、また時間貸しではなくホールで幾らという設定に変えてほしいという要望を多数頂きました。先ほども説明しましたけれども、グラウンドゴルフ場についてはかなり高齢の方の利用者が多く見込まれております。これからの季節、夏場になりますとどうしても熱中症の危険性もございまして、どうしても休憩、休憩を入れながら、川里グラウンドゴルフ場には小屋もあるのですけれども、そちらで休みを取りながらやらせていただきたいという要望を多数頂きました。その辺も鑑みまして、今回、9月の定例会でお諮りしたところではございますけれども、時間貸しではなくホール貸しということで、利用者の利便性を考慮し一部改正を行わせていただいたところでございます。

もう一点、市民から要望があったら変更するのかというご質問ですが、現状では同様の変更はないと考えております。先ほどもご説明しましたとおり、現行の条例単位が1時間ということで料金のほうを改定させていただきましたけれども、その辺の健康面等を考慮しまして、今回施行される前にこの辺については単位のほうだけ変更をさせていただきました。ですので、今後の対応につきましても基本方針にあるように定期的な見直しを5年を目安に行い、持続可能な公共サービスの提供を行っていきたいと考えております。

(橋本)利便性考えて、高齢者の方の健康と安全を考えて変えたということは、もうこれはよいと思うのですけれども、あと再質問として、この単位、1時間をホールごとに変えたということで、もし同じ利用者がいたとして、収支というか、どっちが収入が多くなるのでしょうか。最

初の1時間単位とホールごとの。

(スポーツ課長) 昨年度までの実績ですと、おおむね施設の利用料金につきましては1万6,200円ということなのですけれども、おおむね、今年度についてはまだ、すみません、その辺の料金というのは見込みはまだ立てていない状況でございます。

(織田) ちょっと聞きたいんですけれども、前の団体と個人で分けていた料金がありますよね。それで、団体というのは何人から団体というふうに数えていましたか。

(スポーツ課長) おおむねというか、10人以上を1団体とみなしております。

(織田) そうすると、10人以上、例えば20人で使っても800円だけれども、10人でも800円。ということは、20人、30人で使っていたときは800円という料金はその方たちにとってはとても安かったけれども、10人で使っていた方にとってはそこそこの感じですよ。そうすると、私は今回のこの改正はリーズナブルというか、適当だなというふうに思っているのです。というのは、20人の団体で使っても2,000円かかりますが、1人から100円ずつ徴収するわけですよ。それで、まとめて払うわけですよ。そうすると、1人の負担というのは100円なわけです。今この時代、グラウンドの整備もありますし、今聞きましたら1万6,200円の収益ということで、これでどれだけ芝が刈れるのか、委託作業にどれだけお金がかかるのかというふうに考えましたら、使うほうもそれ相応のやっぱり100円でも負担というのは必要ではないかと私は思っています。

全てが無料がいいわけではないと思っていますのです。実はボランティアもガソリン代だけでも出してやるボランティアと、全く無償のボランティアでは責任の持ち方が違ってくるのです。勝手に平気で休みます、普通のボランティアさんは。だから、全く全てお金が無料がいいということは、私は考えていません。16ホールというのは、大体1ゲームですよ。8ホールずつ。それが100円で遊べるということは、今子どものガチャガチャも200円ですから、それを考えれば妥当な値段設定ではないかなって思って、今団体の場合は何人以上が800円だったのか確認しようと思

いまして、10人以上ということで、ああ、なるほどと思ってちょっと質問させていただきました。

以上です。

（諏訪）では、議案第10号で質問させていただきます。

体育施設という本来の目的からしますと、私は市がしっかりとその体育施設そのものの管理を行うというのは当然だと思います。ここにコストがかかるという、そのコストの分を利用する方々に払ってもらうというのも何かおかしいことだなと思っておりました。9月議会で今まで無料だった川里のグラウンドゴルフ場を有料にするということで決まりましたけれども、その決めたことも前任者の質問の中でなぜ今回またその利用の料金を変更せざるを得なくなったか、まだ一度も料金取るようになってから使われていないのかにかかわらず、もう既に多分今までお使いになっていた方々からは、えっ、有料になるのという声が大きくあったと思いますし、また料金の設定が時間単位、それはグラウンドゴルフやパークゴルフではなかなか時間というのは難しい。先ほどもご答弁の中にありましたけれども、夏の暑いときや、そういったときにプレー中に時々休息取りながら、ではその休息時間も利用料に跳ね返るのかという、そういった市民の方からのご意見があったのではないかなと思えました。それで、今回時間貸しの800円がホール貸しになるということで、いわゆる例えばの例で、10人で3時間プレーをするときに幾らなのか、今までの時間貸しだと幾らだったのか、そして新しい料金設定だと10人だとワンホール、ワンゲームでしょうか、行うに当たって幾らなのかとか、そういう対比の料金というのは作られていらっしゃいますでしょうか。それをまずお伺いしたいと思います。

（スポーツ課長）すみません、その辺の対比の料金というのは特に今は作成しておりません。

（諏訪）作られていないということなのですからけれども、この料金設定を変えるということにつきまして、対比されていないということなのですが、芝生の維持管理や施設の維持管理のために利用料金を設定するのだというのが、9月の公共施設の利用について行われたと思うのですけれ

ども、対比もされていなくて、今後その維持管理のためにこの利用料金がどのくらい活用できるのかの試算というのは出されましたでしょうか。

(スポーツ課長) 料金設定につきましては、あくまでも受益者負担というのが一番の念頭にございまして、そこにありまして全てスポーツ施設、ほかの施設もそうですけれども、算定基準に合わせて金額を設定したというところもございまして、あくまでも受益者負担という項目の下で始まっていることですので、その辺については今のところでは計画等一切まだ立てていない状況で、あくまでもその式に伴って出た金額が今回、なおかつ先ほどから申し上げているとおり、維持管理等に充てていかなければいけないかな、今以上にまた今後料金がほかの施設も上がっているところもございまして。また、川里については、今まで無料だったものが料金が設定されたということですので、今までも施設については維持管理等は適切に行ってきたと思っておりますけれども、これからもっと利用者のほうからの厳しいご意見等もありますので、それ以上にまた維持管理のほうに重点的に、また見直しもかけながらも行っていきたいと考えております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、利用料金を頂きながら、今まで以上にコストがかかるのではないかという懸念もあると今私感じました。とりわけ先ほどご答弁の中にありましたけれども、利用料を頂くからには今まで無料でお使いになっていた方が時々あの広いところですので、無料でそのままお使いになる可能性もあるということだと思われるのですが、見回りをすると、巡回をすると、そういった人手の問題、あとは利用料を払ったら腕に何かマークがつけられるようなものもお考えになっていると、余計に利用料金を徴収するに当たっての管理費がかかるのではないのかと懸念をいたしますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(スポーツ課長) 確かに施設と管理棟のほうが離れているという状況でございまして。今回指定管理のほうと今協議をしているところでもございまして、受付窓口はどうしても川里農業研修センターになりますけ

れども、時間を見て、見ていただく。その辺も踏まえまして、まず半年もしくは1年、期間を設けてまず利用状況の確認を行っていきたいと考えております。その辺は指定管理者のほうからも要望はございました。ですので、今後におきましてその辺の確認作業または調整等を行いながら、その辺を踏まえてよりよい管理ができるような形にしていきたいと今のところ協議を進めているところでございます。

以上です。

（諏訪）最後に、今まで無料であったところの料金が設定されるということなのですが、中学生以下、要するにお子さんの利用にまで料金をかけていくということでは、本当に子どもたちの体育施設を使うという市の体制が、姿勢が問われるところかなと感じるわけなのですが、今まで子どもたちの利用というのはどのようにあったのかだけちょっとお伺いしたいと思います。

（スポーツ課長）指定管理のほうから予約一覧、利用申込みのほうの確認を頂いておるところでございますけれども、今まで無料ということで、団体に登録したものについての把握はできていますけれども、個人での利用の申込みのものについては捉えておりませんので、子どもの利用があったかどうかというのはちょっと確認ができない状況でございます。

以上です。

（諏訪）すみません。そうしますと、お子さんの団体、例えば何かサッカーチームだとか、サッカーではないかもしれませんが、こういったソフトボールだとかお使いになる、そういった団体の登録というものもなかったわけですね。

（スポーツ課長）すみません、訂正させていただきます。
教育支援センターが隣施設にございますので、そちらでの団体での申込みがございます。小中学生でのご利用については、その教育支援センターで2回、1回につき約10名ほどの利用がありました。

以上です。

（諏訪）最後と言いましたけれども、今お子さんの団体が、教育支援セ

ンター隣なのですね。教育支援センターというのは皆さん学校に行けないお子さんだとかが通う、そういったセンターというふうに捉えております。そういった方々の利用にも今回のこの条例が適用されるということになるのでしょうか。

(スポーツ課長) 教育委員会申請ということになりますので、こちらにつきましては免除になります。

(金子) 何点かお願いします。

当然今回の改正の、条例改正ということでございまして、団体、個人を一般、中学生以下ということで、利用規程もそのようにできるような状況ということで、利用規程に準じてこのような改正もできていると思うのですけれども、中学生以下、ここで見ていると何か中学生以下と書いてありますけれども、そうしますと中学生以下とかになって例えば中学生だけでとか、小学生だけでとか、そういうふうな利用もされる可能性もあるのですけれども、その点については十分対応されるような状況になっているわけでしょうか。

(スポーツ課長) 先ほどちょっと答弁でございましたとおり、教育委員会で団体で支援センターでの利用というのはあったかと思うのですけれども、うちのほうで今のところ把握しているものについて、小学生だけ、中学生だけの利用というのは、ちょっと指定管理のほうで調べていただいたものの中にはありませんでした。ただ、料金を設定するに当たって、これは全ての料金に関わるものなのですけれども、中学生以下というものの設定が必要になってきたということで、今回中学生以下は50円ということで表記がされている状況になっております。

(金子) そうしますと、単純に考えて小学生だけで10人ぐらい集まって、それでこれをプレーすることはできるというふうな感覚というか、利用の仕方によろしいのでしょうか。

(スポーツ課長) 申請があった場合、それは申請というよりも来て、特に団体ではありませんので、お金を払っていただいて受付になりますので、それは利用は可能だと考えております。

(金子) そうしますと、利用する方、過去にあったかどうか分からない

のですけれども、これグラウンドゴルフですから、あまりけがとかはないかなとは思うのですけれども、その保険とか、加入状況とか、そういうふうな状況はいかがでしょうか。何か興奮し過ぎてトラブってしまっ
て。試合なのでね。

(スポーツ課長) あくまでも施設につきましては個人の負担になってお
ります。しかしながら、利用されている団体というのはほぼ団体登録さ
れている連盟等の各団体につきましては、個々に保険等は加入されてい
る場合が多いと考えます。しかしながら、市の施設、ここで言いますと
グラウンドゴルフ場に瑕疵があった場合等のけがのときについては、市
のほうで加入している、管財のほうで加入している、すみません、正式
名称が出てこないの、保険のほうでの対応は可能になるかと考えます。
以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(加藤) 議案第10号につきまして、鴻巣市体育施設条例の一部を改正す
る条例について反対の討論をさせていただきます。

今この高齢社会の中で、皆さん高齢者の方が健康づくりというふうなこ
とでいろんな工夫をされてやっております。今まで無料で利用されてい
たこの体育施設がこのようなことで利用負担が、利用料金負担になる
というふうなことは、非常に高齢者にとって、また大体1人で来るとい
うようなことはありません。大体グループ、団体で利用することが多い中、
このような料金改定をするということに対しまして、いかなることかと
いうふうに思います。

昨年の9月のときの利用料金の改定などにつきましては、私自身も今ど
き受益者負担ということにつきましてはもう致し方ないというか、それ
はもうするべきかなというふうに思いましたので、そのときはその内容
については賛成しましたが、今回のこの体育施設についていろんな多目

的グラウンドとかいったところでも全て利用料金がかかるというふうな
ことの中で、さらにこのような料金設定の改定ということに対しまして
は反対とさせていただきます。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例
に反対をいたします。

まず、受益者負担ということで始まった、昨年9月からの公共施設等
の利用料金をかけていくというこの仕組みそのものにまずは反対をして
おります。とりわけ体育施設、市民の方々が自ら健康を維持しようと、
そういった施設でございます。そこに料金をかけるということは、本来
の健康増進にやはり反するものではないかと思えます。市民の方々の健
康を推進をするという立場からも、この体育施設に関する料金をかける
ことはするべきではないと思えます。とりわけ今回の条例の一部改定の
条例といいますのは、昨年9月で決めたものをさらにその内容を変えて
いくということは、市民から見てもなぜそうなるのと不信感抱かれると
私は思います。

以上のことから反対といたします。

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は挙手でお願いいたします。

議案第10号 鴻巣市体育施設条例の一部を改正する条例について、原案
のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のう

ち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時42分)



(開議 午前9時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(加藤) それでは、まず1点目ですけれども、13ページのところで国庫支出金の中の民生費の国庫補助金、これ歳出のほうでもあるわけですが、同じになるわけですね。歳入があって歳出になるわけですけれども、この認定保育園になることでというふうなことで整備交付金ということですから、これはどこの保育所がそのようになるのか教えてください。

(保育課長) 認定こども園ということですか。

(どこのということによろしいのかの声あり)

(保育課長) めぐみの木こども園が園舎の増築を行いまして、定員増を図るものとなっております。

以上です。

(加藤) すみません、次が37ページです。37ページの教育費の関係で、小学校の光熱水費、またその下の中学校の光熱水費、これが小学校が1,400万、中学校が550万というふうなことで補正するわけですけれども、当初の見積りの中ではどのようなことでこのような補正を組まなければならないことがあったのか。例えば光熱費ですから、年間大体どのぐらいということが分かるわけですよ。それで、当初予算を組み立てると思うのですけれども、このような補正をしなければならない何か原因があったのか教えてください。

（教育部副部長兼教育総務課長）まず、小学校のほうの増額の補正につきましては、まず前年度の、令和元年度の当初予算につきましては、当然毎年学校校長会または教頭会のほうで節減につきましてはの要はアナウンスのほう、周知のほうをしております、30年度の約1割を要は節減に努めようというような現状の中で当初の予算を組ませていただきました。しかしながら、当然学校のほうの19校の小学校につきましては、教育総務課のほうで所管しております、当然通常の学校の水道光熱費、併せて毎年児童クラブまたは特別支援学級、それとあと給食室等のエアコンの設置とか、そういった部分のそれぞれの教育総務課の所管外の部分につきましてもエアコンのほうの設置という部分が出てまいります。それらの部分につきましても、この教育総務課の水道光熱費の中で全てを要は支払っておるという現状がございます、それらの部分につきましては学校長のほうに毎年節減の部分については周知をしておるところでございますが、そういった毎年度エアコンの増設という部分が生じてくる部分がございます、昨年度の平成30年度の実績ベースが約1億700万の水道光熱費となっている中の部分に対しまして、今回の1,400万円という補正額のほうを計上をさせていただきました。

また、中学校の光熱水費につきましては、主に今年度特別教室の理科室または美術室等の特別教室のほうのエアコンの増設という部分のほうを取り組んだ状況等ございますので、そういった部分の光熱水費のほうが不足という部分があった中で、今回の補正を計上させていただいたものでございます。

以上です。

（加藤）内容的に分かったのですがけれども、小学校のほうで1,400万というのは、19校の中で平均的な補正額になるのでしょうか、それとも特別、大体学校規模にもよるのでしょうかけれども、こういったことでその19校のうちどのぐらいのばらつきがあるのか、ないのか、当初予算に比較しての内容が分かりましたらお願いします。

（教育部副部長兼教育総務課長）それぞれ学校の規模によりまして光熱水費の要は年間の使用量という部分については学校の較差は当然出てま

いりますけれども、先ほど申し上げました平成30年度の実績ベースで毎月の使用状況等を確認をさせていただいております。1月、2月、3月、これらの3か月部分につきまして、小学校の部分につきまして1月、19校におきましては約880万、2月におきましては930万、3月におきまして800万弱というような月別の使用というような現状がございますので、当然それらの部分を加味しまして、今回の補正のほうを計上させていただいております。

以上です。

(加藤) では、その下のところの、教育総務課ですね、これもね。中学校給食センターの整備事業の中ですけれども、工事請負費いろいろ確定してというふうなことなのですけれども、改築工事に7,316万というふうなことの減額になるわけですけれども、かなり多額な費用かと思うのですが、その辺の補正に至った経緯がありましたら教えてください。

(中学校給食センター所長) 工事請負費のこの7,316万8,000円の内訳としまして、工事請負費につきましては建築工事と電気設備、機械設備、この3本がございます。こちらの内訳としましては、建築工事で約3,800万、電気のほうで1,100万、機械のほうで2,300万が減額となっております。この合計が7,300万となっております。

以上でございます。

(加藤) その内訳は今教えていただいたのですけれども、この見積もった額よりも今の内容がそういう金額だったことなのですか、それとも七千三百……ですよね。これを足すと7,316万になるのかな、この今の内容的なね。ということは、どういったことからこの建築に3,800万、電気に1,100万、機械に2,300万というふうに、そのぐらい減額でできるということなのですか。ということは、当初の見積りとの差額がやっぱりなぜそのような違いが出ているのかを教えてくださいたいのですけれども。

(中学校給食センター所長) こちらの設計のほうにつきましては、資産管理のほうで担当しておるので、ちょっと詳しいことが申し上げられないのですけれども、市のほうで一応設計額というのは設定しております。

そちらに基づいて入札のほうは行っておるのですけれども、入札した結果、おのこの金額に差額が生じてしまったということになっております。

以上でございます。

（諏訪）では、まず15ページの一番下の教育総務の寄附金の件です。あわせて、支出のほうでもございます。35ページの同じように、こちら積み立てるということなのですが、今回初めてになるのでしょうか、窓口で直接寄附をされたいということでお持ちになられたというふうに伺いました。この寄附に関しまして、ふるさと納税の項目にも入れたということなのですが、今回はこの窓口にいらっしゃった方はこの教育環境整備寄附金ということをご存じでお持ちになったのか伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）今委員の言われていましたように、それを目的として窓口に来られて直接の寄附金を頂いたところでございます。

以上です。

（諏訪）この寄附金の使い道なのですけれども、先ほど支出のところでは学校ICT化のところに使っていくということでもございましたけれども、ほかにこの整備基金というのは使う道でしょうか、どういったところに使うのか伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）委員の皆様もご承知かと思いますが、国のほうから示されましたGIGAスクール構想、そちらの部分が現在示されておりますけれども、このGIGAスクール構想につきまして、児童生徒1人1台の端末を整備する補助金という部分が創設をされたものがございます。これによりまして、当初この基金の考え方につきましては、市単費で当然今回債務負担を行うと、この後お話のほうが出てまいりますけれども、これらの端末の部分につきましてを要は補充してこうというような当初の基金の考え方がございましたが、これらのGIGAスクール構想が打ち出されたことによりまして、この基金の今後の使用目的という部分につきましては、この後端末整備されますその部分のバッテリー等の交換というような、そういった部分の使い道、または

教材ソフト等の追加というような形でこれらの基金のほうを運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪） そうしましたら、27ページの保育課ですけれども、民間保育所の施設整備事業でございます。こちらが新たに小規模保育ができると、この4月から開設をするということでございますけれども、現在小規模保育13園でしょうか、14園でしょうか、あるかと思うのですけれども、今回は北新宿の生涯学習センター脇ということで、北新宿の区画整理地内に小規模保育ができるということでよろしいのでしょうか。

（保育課長） 現在小規模保育施設については14施設（P.22「地域型保育施設14施設」に発言訂正）でございます。今回できる小規模保育施設なのですけれども、北新宿屋敷通1230—2ということで、学習センターの近くに建設をしております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、今回で15室目の小規模保育ということですか。これを含めて14室ということですか。

（保育課長） 現在14施設ですので、これを含めると15施設になる予定になっておりますが、令和2年4月に1施設廃園をする予定となっておりますので、2年の4月におきましては14施設で運営していくということになります。

以上です。

（諏訪） そうしますと、15室目の小規模保育ということで、今ちょっと新たな情報ということで、1室閉園にするということでございますけれども、閉園するところはもう公表されるのでしょうか。

（保育課長） 戸井田家庭保育室が3月いっぱいまで閉園することとなっております。

以上です。

（諏訪） もう3月いっぱいまで戸井田の保育施設が閉園ということでございますけれども、大分長くここやっていたと思いますし、小規模保育の仕組みができてから名のりを上げて、規定を変えて開園したと思ってい

るのですけれども、その閉園の理由をお聞かせください。

（保育課長）戸井田家庭保育室におきましては、もともと家庭保育室で運営をしております、27年に小規模保育施設のほうに移行になりました。今回閉園の理由といたしましては、運営されている方がご高齢ということで、3月いっぱいまで閉園したいということの希望がございましたので、今回閉園となります。

以上です。

（諏訪）すみません、補正予算から離れますが、戸井田家庭保育室の閉園に当たって、そこは5名ぐらい児童いたかなと思うのですけれども、その現在戸井田家庭保育室さんに通われていた乳幼児の方々の受入先というのはもう決まっているわけですね。

（保育課長）今現在戸井田家庭保育室のほうは5名の方が入所しております。3名の方は2歳児ですので、いずれにしても転園ということになります。1歳児の方につきましても、転園先は全て決まっているような状況になっております。

以上です。

（諏訪）鴻巣市、この近隣市にも先駆けて小規模保育園をたくさん開設しているなという感じを受けておまして、今回新年度は14室で行うということでございますけれども、これによってゼロ歳からの待機児童がないということでしょうか。

（保育課長）今現在令和2年の4月の入所調整を3次の調整をしているところなのですけれども、一応4月1日におきましては待機児童なしということの予定となっております。

以上です。

（諏訪）待機児童の考え方が保護者の方々とはちょっと違うところもあるかと思うのですけれども、例えば希望していた保育室、保育園に入れずに見送ったというようなケースはありましたでしょうか。

（保育課長）今つかんでいる状況なのですけれども、31年の4月の1日の状況なのですけれども、実際に43の方が保留となっております。その中で、特定の保育園等を希望している方ということで、その方が23名

おりましたので、今回についても特定の施設のみを希望されているという方が中にはいらっしゃると思います。

以上です。

(諏訪) 23人の方が特定の保育園、希望されて見送ったということでございますけれども、そういったしますとその方々はそれぞれケースによって違うと思いますが、例えば育児休暇を延ばしたとか、それ以外の方法を取ったとか、ケースごとに違うかと思うのですが、ちょっと内容を伺いたいと思います。その後の皆さんの状態。

(保育課長)特定の保育園等を希望していらっしゃる方につきましては、ほとんどの方が育児休業を延長されている方になっております。今回、すみません、細かい数字というのはつかんではないのですが、ほとんどの方が育児休業を延長されておりました。

以上です。

(諏訪) この4月から北新宿の区画整理地内に新たな小規模保育ができるということで、現在の見込みでここに入園をされる方はどのぐらいでしょうか。19人の定員ということですが。

(保育課長)すみません、3次の審査を今やっているところですので、まだ人数のほうはつかめておりません。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時14分)



(開議 午前10時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども応援課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(こども応援課長) 先ほど15ページのひなちゃん子育て応援寄附金の説明を申し上げるときに、予算項目でございしますが、2目民生費寄附金とご説明申し上げましたが、こちらは正確には3目民生費寄附金でございました。おわびして訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願

いたします。

(委員長) ただいまの発言につきまして許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

続きまして、保育課長より訂正の申出がございましたので、許可いたします。

(保育課長) すみません。先ほどの答弁の中で、小規模保育施設14施設ということでお答えしましたけれども、地域型保育施設14施設となります。おわびして訂正お願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

(橋本) それでは、1点だけとっていたのですけれども、27ページの福祉課の総合福祉センター管理運営事業、9,262万円の減額、工事請負費の減額と聞いて、それを聞こうと思ったのですけれども、本会議で質問されてしまったので、これで確認したのですけれども、ちょっとあまりにも額が大きいと思うのですけれども、これ最初の入札のとき設定価格、最低価格とかあるではないですか。これの設定というのはちゃんとできていたのか、ちょっとこれはお聞きしたいと思うのですけれども。

(福祉課長) 請負金額については、資産管理課のほうで設計をしていただいたのですが、それについては県の単価に基づいて積算をしていただいていると思いますので、それについては適正な請負金額を設計金額ですか、そちらのほうをしてもらっておると思います。入札の金額という

か、請負金額が決まっても失格の基準価格というものがありますので、それを下回った場合には失格というふうになりますので、今回のこの金額については適正な価格になっていると思います。

以上です。

（橋本）これちょっと前の入札の表を見ていないのですけれども、これだけ差があると最低価格、これより最低よりそれが上だと思うのですけれども、失格価格より、だから最低入札価格を下回った業者もいると思うのですよね、こんな差があるのですから。そういった検証とか、これはこれで安いのでいいと思うのですけれども、こんな差があるとこれからの事業もこうなるのかと。そうすると、入札業者だって入札しにくいのではないかと思うのですが、こういうのってこの委員会で聞けるのかどうか分からないのですけれども、どうなのでしょう。

（福祉課長）入札については、契約検査課でしたっけ、すみません、ありますし、この積算については県のほうでそういった歩掛かりというものがありますので、それに基づいてやっていると思いますので、適正かなと思います。

以上です。

（橋本）分かりました。

また、ちょっとページ、項目にはないのですけれども、ちょっとコロナウイルス対策、放課後児童クラブのをちょっとここでお聞きしたいのですけれども、今回学校が休校ということで、放課後児童クラブもそれでこれから、放課後児童クラブやっていると思うのですけれども、その中で何か放課後児童クラブを3月だけ退会するという方がいらっしやっただと。

（委員長）すみません、橋本委員、いいですか。補正予算に関わる項目で今回お願いしたいなというふうに思っております。

（橋本）補正予算、では……

（委員長）第10号。

（橋本）では、予算で聞きます。予算で聞こうと思ったのですけれども、こっちのほうがいいかなと思っただけなののですけれども。では、予算で

聞きます。では、結構です。

(委員長) よろしいですか、すみません。

(織田) 27ページの民間保育所施設整備事業のところではちょっとお聞きしたいのですが、今14施設あるというふうにおっしゃいました。最近中山道のホビーワイドのところのみらいの木とかいう名前のやはり小規模地域型の保育所ができるのですが、予算書どこ見てもその予算が載っていないということは、予算とか補助金を申請していないところなのでしょうか。

(保育課長) みらいの木保育園ということで、令和2年の1月1日に開園をした小規模保育施設になります。こちらにつきましては、7月の25日から7月31日の間で鴻巣地域の小規模保育事業者を募集かけましたところ、4か所の応募がありまして、その中の1か所となります。そちらにつきましては、みらいの木保育園につきましては、事業者のほうから補助金は活用せず整備を行いたいということで申出がありましたので、今回の補正とかには載っておりません。

以上です。

(織田) 分かりました。そういう奇特なところもあるのですね。何かすごくいいなと思いますが、それは結局14施設の中には含まれないのですね。

(保育課長) 先ほど申し上げた14施設の中には含まれております。

(織田) 含まれているのですか。

(保育課長) はい。

以上です。

(織田) 分かりました。

では、すみません、もう一つ。これ所管ではないので、聞いていいのかわりかちょっと分からないのですが、ふるさと納税から随分いろんな補正でお金を頂いていますよね、700万以上。ふるさと納税って年間でどれぐらいの金額が入ってくるかってここで聞いていいのでしょうか。

(委員長) いえいえ、それは……

(織田) 所管と別ですか。では、所管で聞きます。

以上です。

(金子) 今の織田委員の続きということになってしまいますけれども、民間保育所、こちらの14施設ということで、先ほど何かお話の中では高齢の方の施設者ということで、お辞めになるということでもありますけれども、そういうふうなところがまたあるのかなと。言ってみれば、今の14施設とかである程度うまく運営されていますけれども、これがもし極端に言えばそういうふうな方の施設が辞める方が多くなって、その体制が崩れるとなると心配なところがあるかなと思うのですけれども、そういうふうな民間保育園とか保育所とかの管理運営とかのほうのチェックとか、何か指導とかというのは行っていらっしゃるのでしょうか。難しい。

(保育課長) 指導監査ということで、こちらの地域型保育施設のほうには毎年状況のほうを確認しながら指導監査を行っております。民間保育所だとか、認定こども園に対しても県の指導監査と一緒に市のほうでも一緒に指導監査のほうを行っているような状況となっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は挙手で行います。

議案第19号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員

の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和2年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) この説明以外に通告をしていますけれども、ではそれは後にします。今説明のあった部分から質問させていただきたいというふうに思っています。

まず、一番先が159ページです。この159ページの説明のあった手話活動支援事業なのですけれども、これ年間に大体何回ぐらいを想定しての予算組みになっているのか教えてください。

(障がい福祉課長) 手話の派遣の数でよろしいでしょうか。

(加藤) はい。

(障がい福祉課長) 例年、手話の派遣の人数なのですけれども、平成30年度が件数が1,027件ございました。それに伴いまして、今年度については1,000件見込んで、令和2年度については増えまして1,050件を見込んでおります。

以上です。

(加藤) あと、手話通訳の講習をされる内容も入っているという説明があったかと思うのですが、毎年何人ぐらいの方が講習を受けられて、実際に手話通訳を登録しますよね、その方たちが何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

(障がい福祉課長) それでは、お答えいたします。

講習会というのが主に3種類ございまして、最初に手話奉仕員養成講習会、これはいわゆる入門基礎というものがまず最初に行います。続きまして、これが終わりますと手話通訳者養成講習会1課程というものが行

われます。その次に、この手話の養成講習会の2、3と。全部で大きく分けて3段階に分けていくわけなのですけれども、それぞれ受講者数ですが、平成30年度の実績で申し上げますと、一番最初の入門基礎についてが17名、1課程についてが16名、養成講習会の最後の2、3課程についてが6名。今年度につきましても同等の人数で今講習を受けております。それで、何人の方が通訳者として登録になるかというご質問ですが、現在これ全国統一試験を受けて、そこで1次試験に合格した方が鴻巣市の通訳者の試験を受けていただくのですけれども、受験者数が今年度につきましては7名受けたということの記録があります。そのうち残念ながら合格者が出なかったということで、近年通訳者の登録というのは今のところないのですけれども、現在鴻巣市の手話通訳者として登録者数は14名いらっしゃいます。

以上でございます。

(加藤)3段階に分けた中での講習ということですが、この17、16、6名というのは同じ方がその入門から受けてこの数字が表れているのでしょうか。

(障がい福祉課長)皆様将来的には通訳者を目指す方がこういった手話のほうの講習会を受けておりますので、長い期間手話講習会をやられて、自分の進む道といいますか、通訳者になって将来的に市民の聞こえない方に対して通訳をしたいなという方が受けていきますので、基本的には前の講習会を受けた方がどんどん上の段階へ移っていくものになっております。

以上です。

(加藤)実際14名いらっしゃるということですが、千何回でしたっけ、1,050件の予定でということで予算を計上しているわけですが、14名でちゃんとローテーションが回っている現状なのでしょうか。

(障がい福祉課長)今のところ14名で手話通訳者のほう通訳しておりますので、特に問題ございません。

以上です。

(加藤)次へ行きます。

169ページのところの総合福祉センター管理運営事業の中での老人福祉センター駐車場改修工事なのですけれども、これ改修工事をするということで、よかったなというふうには思っています。ただ、いろいろ声があったというふうな本会議の中でそんな話ももちろんありました。私もこれ数年前に一般質問したことがあるのですが、そのときはいろいろ声があって、検討した結果改修する、バス停をね。センター内に乗り入れるというふうなことができるようになって、本当に非常によかったと思うのです、結果的に。でも、一般質問したときは、あそこのスペースがないので、それはできませんというふうなはっきりした答弁頂いたのです。ところが、いろいろ声があったということで、検討して下さったのはいいのですが、やっぱりそういう本会議の中で聞いた中で、できませんって、はっきり検討、研究していきますということであればいいのですが、そういうふうにはできませんという答弁頂いて、いろいろ検討してこういうふうになりますというふうなことって、どう考えた中での答弁なのですか。

改修することはいいことで、本当にあそこは障がい者の方が、ましてや視覚障がいの方とか、……とかいろいろ来られて、本当に不便している、危ないというふうなことで、私も重々いろんな意見聞いてそういう話を持っていったわけですけれども、実際あそこの何か花壇があったりとか何かというところありますよね。あの辺をこうすれば私もできるのではないかなって、バスが大きいから入れないとか何かというふうなことがあったのですけれども、本会議の中でもあの辺は駐車場はどうとかこうとかで、そこ入れるということなのですけれども、無理のない内容での工事ができるのでしょうか。

(福祉課長) フラワーバスの乗り入れについては、今年度担当課のほうと協議をしまして、バス業者さんとも現場で立ち会って、乗り入れの検証をした結果、今の駐車場のスペースで乗り入れが可能ということになりましたので、今回新年度工事を予定をしております。

以上です。

(加藤) 結果的によかったのでいいのですけれどもね。

では、次行きます。183ページです。病児・病後児保育事業ですけれども、今回から、来年度からですか、2か所目というふうなことで、1日3人か4人でしたっけ、今まで受け入れられる人数が。そういうことで2か所になるということで非常にいいと思うのですけれども、どこに開設するのでしょうか。

（保育課長）鴻巣の駅周辺に開設する予定となっております。まだちょっと場所については事業者のほうに契約等済んでおりませんので、場所についてはちょっとお示しすることはできません。

以上です。

（加藤）では、もし分かった時点で後で教えてください。
その下の保育ステーションです。これは、昨年からでしたっけ、始めた事業だと思うのですが、バス2台が255万1,200円とか、人件費が1,607万1,414円、いろいろと費用が合計として259万2,300円ですか、合計としてかかっているわけですけれども、今現在の利用者が何人で、来年は何人ぐらいを想定する中での予算計上なのか教えてください。

（保育課長）すみません、1月31日現在の状況になってしまうのですけれども、登録者数が7名となっております。利用者数につきましては、延べになるのですけれども、293人となっております。現在来年度の受付をしているところですので、状況としては今お答えすることができません。

以上です。

（加藤）これができるということは、私はすごくうれしかったというか、よかったなって思っています。もう既に熊谷市などは二十数年前から駅前ステーションができて、すごく便利しているというふうなことを聞いて、吹上のときも本当やってほしいぐらいなことを言ったこともあるのですが、これができてよかったと思うのですが、やっぱり7名というふうなことで、実際少ないかなと思うのですが、まだ利用しにくいというか、やはり駅に預けるということが心配というか、駅というか、その一時預かりのところに預けてということが心配というか、大体行政としては何人ぐらいの方が、お勤めの関係ももちろんあるでしょうけれども、

何人ぐらいの方を想定をする中でのこの事業なのでしょうか。

（保育課長）この事業になるのですけれども、定員といたしましてはコースが2コースありまして、1コース10名定員ということで20名までを予定しております。実際に今年度事業を始めまして、利用者が思ったより少なかったということもありまして、事業の見直しを行った状況です。実際には、開所時間が7時から9時、4時から7時で運営をしておったのですけれども、夕方の時間を4時半から7時半ということで、30分延長したことによりまして、利用者が増えてきたというような状況になっております。

以上です。

（加藤）次へ行きます。

203ページです。児童センター関係ですけれども、下のほうに移動型プラネタリウムということで購入するということということなのですからけれども、今鴻巣の児童センターにプラネタリウムはありますよね。普通に設置してあって。もうかなり古いのでしょうけれども。移動式ということで、これはどんなもののプラネタリウムになるか。それで、移動式なので、その貸し出し、可能なのかということで伺いたいのですけれども。

（こども応援課副参事）鴻巣児童センターに設置します移動型プラネタリウムにつきましてご説明させていただきます。

まず、ドーム型のプラネタリウムで、ドームは直径5メートルのものを予定しております。高さは3.4メートルの形になります。児童が20名入る形のドーム型のプラネタリウムになります。パソコンで操作できるものを想定しておりまして、9館あります児童センターを順に巡回しまして、それぞれの児童センターで投映ができるような形で計画をしております。

（加藤）では、それは児童センターの事業というか、計画の中でそれを使って、ではいついつプラネタリウムやりますよということを情報流して、そこでやるということになるのでしょうか。それで、ドーム型で5メートルあって高さが3.4メートル、かなり大きいと思うのですよね。5メートルでということは。その移動のときに何か畳めるような、そうい

うふうなものなのですか。

（こども応援課副参事）テントのような形でありますので、広げて使う形になります。収縮しますと、ボクシングのサンドバッグというのですか、あの形ぐらいな大きさになります。それがドームになりまして、別な形でパソコンと、あとプラネタリウムという形で、それはアルミ製の入れ物に入れた形に移動するということになります。

それから、鴻巣児童センターを拠点なのですが、7月ぐらいに購入する予定にしておりますので、8月の夏休みから各児童センターを順に9館回る形で、8月につきましては2館、その後1館ずつ児童センターを移動させて使う予定で計画をしております。

以上です。

（加藤）次へ行きます。

213ページです。いろいろこどもふれあい体験活動事業というふうなことでありますけれども、ほとんどが同じ予算が計上されて、先ほどの説明ですと15周年の合併周年事業としての中での位置づけで、コンサートとか何かというのですけれども、これというのは時期を変えて、15周年ですから、来年度のうちにもちろんやるのでしようけれども、ほとんどの予算が16万2,000円ということで、同じなのですから、全く同じの、例えばコンサートというふうなことですけれども、同じ方にコンサートをやってもらうとあって、全く同じ内容になるのでしょうか。

（こども応援課副参事）こどもの日まつりにつきましては、それぞれの児童センターでいろいろな企画を立てております。鴻巣児童センターでは、縁日を行ったり、あとまた電気自動車の展示、試乗、また北新宿の児童センターではおもしろ科学実験だったり、お笑いライブ、あとは吹上児童センターではファミリーコンサート、笠原児童センターでは保育士の先生によるお化け屋敷、常光児童センターでは巨大段ボール迷路など、それぞれの児童センターで工夫をして開催する予定になっております。

以上です。

（加藤）それぞれだということですが、全く同じような16万

2,000円という予算ですけれども、その中でやってくださいというふうなことにもちろんなるのかと思うのですが、やっぱりコンサートといってもどういう人の何のコンサートかということで、費用のかかる、かからないということもあるかと思うのですが、みんな同じような、全くぴったりの予算で、ある程度の計画の中で予算を出してくださいという限度額があって、そういうふうな予算計上したのではなくて、こちらからこの金額を予算しますからやってくださいという、そういう内容になっているのですか。

(こども応援課副参事) こどもの日まつりにつきましては、ひなちゃん応援基金を利用しまして、こどもの日まつりにつきましては5万円の予算を計上しております。16万2,000円のそれ以外の費用につきましては、それぞれの児童センターがそれぞれに計画している講座とか、例えばベビーマッサージだったり、あと子どもの額を作ったり、あとそれぞれの1年間を通しての講座の費用になっております。こどもの日まつりにつきましては、5万円の費用で行うことになっております。

以上です。

(加藤) では、次へ行きます。

227ページです。下のスポーツ課のところです。説明のあった健康運動器具地域促進事業の中ですけれども、これ今現在が何か所あって、あと何人ぐらいの毎年というか、実績があって、ここに設置したことのこのことで効果的なことが何か見えているものがありましたらお聞かせください。

(スポーツ課長) 健康運動器具地域促進事業になりますけれども、こちらに関しましては現在運動教室、木製の運動器具、またすこやか運動教室では鉄製の器具を利用しまして、それぞれ4か所ずつの公園で実施をしている状況でございます。人数につきましては、12月末時点での統計になりますけれども、58回開催しております、845名の方の、参加者の方がいらっしゃいます。こちらにつきましては地域運動支援員さんが、主に地域の方が指導なさって運営を進めてうんどう遊園につきましては行っていただいております。こちらにつきましても、各地元の方が最初

は参加者として始めていただきまして、それが指導員になっていって、指導をなさっていただいているという状況でございます。研修等も行いまして、LEDの使用方法から、またいざというときの対処方法までも勉強をしていただいて、各自で運動を行っていただいている状況でございます。こちらにつきましては……

(何事か声あり)

(スポーツ課長) AEDです。失礼しました。LEDではなくてAEDです。失礼しました。AEDの使用方法等も勉強していただいております。こちらにつきましては、特に統計を取っているということとはございませんけれども、体力測定を行いまして、開始途中から最後、これだけ体力的には伸びた、あとは体が柔らかくなったというような説明をさせていただいているような教室でございます。

以上です。

(加藤) その支援員の方は地域でやっていて、その方が今度支援員としてやっていただいているということなのですが、これはボランティアなのでしょうか。

(スポーツ課長) 支援員さんには、やっていただける方はどんどん、どんどん自分で勉強していただきまして、ボランティアではなく1回につき1,000円の謝礼をお支払いしております。

以上です。

(加藤) 1つの場所にお一人なのですか。

(スポーツ課長) 場所によっては違ってくるのですけれども、今のところ運動支援員さんの登録が17名でして、特に来れる方が来ていただいている状態ですので、そのときそのときで場所によってちょっとこちらも、必要な場合のときには行っているのですけれども、そうでないときというのは特に行っておりませんので、ちょっと細かい数字今手元にございませぬ。申し訳ありません。

(加藤) では、次へ行きます。

303ページ、303です。上谷総合公園の中のスケートパークなのですけれ

ども、これ今度オリンピック競技なんかにも用いられる中で、かなりされる方が多くなっているかと思うのですが、大体どのぐらいの利用者がいらっしゃるか把握されていますか。

(スポーツ課長) こちらの人数なのですがけれども、昨年度の実績になりますけれども、上谷総合公園スケートパークにつきましては、4,128名の利用がございました。

以上です。

(加藤) 取りあえず時間があつたらの話で、こっちを先にやらせていただきます。

167ページの高齢者福祉センターの関係なのですがけれども、このコスモスの家で実施していたたんぽぽ文庫が公共料金の見直しをしたことによりまして、たんぽぽ文庫ということで月1回当番制でここで貸出しをしたりとか、どちらかという幼児というか、本当に小さいお子さん向けのそういうたんぽぽ文庫ということで、その文庫、図書自体は日本生命財団とか伊藤忠財団というところから寄贈されたというか、頂いたものだそうです。あそこのコスモスの家に書庫としてあるのですがけれども、いろんな料金になったことで、ボランティアさんたちも60歳以下のボランティアさんもいらっしゃるとか、あと今までは本当に市外から来た人たちもそこで親子で本を見たりとか、また貸出して借りていたりとか、そんなことができたということなのですが、あそこはもともと高齢者福祉センターということで、高齢者向けの施設ということは重々存じています。でも、吹上町からそういうことでやっていた中にこういうことの改定、いろんなことの料金改定の中でそういうことが活動ができなくなったというふうなことは、同じ行政でありながらどういったことなのかというふうなことでお聞かせいただきたいというふうに思います。

(福祉課長) 4月1日から高齢者福祉センターのほうは使用料が改定されまして、利用料金が発生するということになると思います。今までたんぽぽ文庫さんはもともとそこの敷地内に、コスモスの家の敷地内にあった太陽の家ですか、そちらのほうで活動をしていて、太陽の家が取り壊されて、また移設されるということで、今の高齢者福祉センターのほ

うに本を置いて活動ということをお伺っております。また、今も各図書館とか、そういった児童センターとかに行って読み聞かせをしていただいて、活発にさせていただいてまして、ありがとうございます。

この代表の方とお話を進めた中で、我々のほうも、我々というか福祉課のほうでもどうしようかということで考えまして、吹上の福祉活動センターのほうに本を持っていけるかとか、そういったことも考えたのですが、けれども、ちょっと無理だということになりまして、いろいろ代表さんともお話をした中で、利用料金については発生することは理解をさせていただきまして、高齢者福祉センターの中では利用料金は発生するのですが、可能な限りそこで活動をしていきたいというお言葉を頂いております。また児童センターが北新宿ですか、また吹上生涯学習センターの中にも児童センターありますので、そちらのほうでも活発に活動していきたいということで理解を示していただいたところです。

以上です。

（加藤）非常に残念なことだなと思います。本当にこれもたんぽぽの方たちがボランティアでそういうふうの子育て支援というふうなことで、いろいろと協力していただいたものがいろんなこういうことで、では60歳以下のお金を払わなきゃならないとか、そういうことで、実際に読み聞かせがもともとなのですね。学校とか何かで授業の中でも活動されているのですが、そういう活動はこれからもやっていくけれども、実際こういうこの文庫を使ってのそういう貸出しをしたりすることが、ではできないのならもうこの活動はやめるというふうなことで、定例会の中で決めたというふうなことも聞いているのですが、非常に残念なことだなというふうに、やはりもっとこの子育て支援ということをやっているこの鴻巣市でありますから、子育て環境日本一、ですからこういうことにももっとお計らいをしていただきたいというふうに思っています。本当に残念だというふうに思っています。

次へ行きます。195ページの鎌塚保育所、吹上保育所の関係なのですが、この両保育所が老朽化したということで、新しい保育所の建設予定があそこの鎌塚、吹上北中学校の隣にあって、整備を始めたけれども、民間

保育所ができたということで、保留になったままになっております。そして、この両保育所の改修予算が今回計上されておられませんけれども、本当に古くなって、今北新宿に新しい住宅が増えて、かなり鎌塚の保育所もお子さんを預けたいという方が多くいらっしゃるというふうに聞いています。また、先ほどの小規模保育所もできるということで、少しは緩和されるかなと思うのですけれども、そういう予算計上されなくても施設自体がまずは大丈夫なのか、それとまた新たに予定していた場所の今後の予定はどうなっているのかを伺います。

（保育課長）修繕についてなのですけれども、今までも必要な修繕というのは行っております。令和2年度につきましても鎌塚保育所、吹上富士見保育所とも老朽化した保育室のエアコンの入替えも予定しております。今後におきましても、必要な修繕と備品の入替え等というのは行っていききたいと思っております。新たに予定していた場所の今後の予定なのですけれども、（仮称）吹上コスモス保育園につきましても、平成29年10月27日に提出された鴻巣市子ども・子育て支援事業計画見直しについての鴻巣市次世代支援対策協議会からの答申書に付記された意見を受け、慎重に協議を進めております。令和元年10月に始まりました幼児教育・保育の無償化もありまして、今後さらに保育を取り巻く環境というのは大きく変化していくものと思っております。今後の保育の利用状況だとか、保育環境を総合的に勘案しながら、引き続き慎重に協議を進めていききたいと思っております。

以上です。

（加藤）次、327ページのコミュニティスクール推進事業ですけれども、2校で2年経過してきているかと思うのですが、来年度も同じ学校の予定でこのコミュニティスクール推進事業をやるという考えなのかをお聞かせください。

（学校教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

ここ2年ほど小学校2校で実施をさせていただいておりますが、来年度につきましてもその小学校2校に加えまして中学校1校増やしまして、3校で段階的に増やしながらという形で進めていく予定でございます。

以上でございます。

（加藤）中学校ってどこの中学校ですか。

（学校教育部副部長兼学務課長）中学校につきましては、来年度赤見台中学校を予定しております。

以上でございます。

（加藤）次、333ページ、適応指導教室活用事業で、今現在はここのあれは受入れが午前中のみとなっておりますけれども、やっぱり実際に教室に通っていた保護者の方から午後まで受入れていただければというふうな声がありますけれども、今後どう考えがあるのかをお聞かせください。

（学校支援課副参事）教育支援センターにあります適応指導教室は、現在4名の指導員が勤務をしております、週4日、1日4時間の勤務で、年間の限度が170日で配置をしております。少人数であることにより、児童生徒についての情報共有ですとか共通理解、職員間の意思疎通が密に図られている状態です。午後も適応指導教室を開設ということになりますと、1日の勤務時間が4時間以上ということになりますから、年間の勤務日数が半分の85日余りということで、指導員の人員増が必要となると考えられます。人員が増えるということとなると、関わりが薄まったり、あと意思疎通、共通理解の点で課題も生じるのかというふうに考えておりますので、今のところ午後開設ということは考えておりません。以上です。

（加藤）時間がオーバーするとか何とか、それは人を雇えばできる話で、そこに通う子どもたちをどうするかがやはり重要だと思うのですよね。その辺勤務時間が云々とか、そういうことではないと思うのですけれども、予算を組んでちゃんと人件費を確保すればいい話ではないかと思うのですが、その辺子どもたちのことを考えた中ではどう考えられるか教えてください。

（学校支援課副参事）長い時間接することによるメリットも確かにあると考えられます。ただ、本市では短い時間、少人数で関わりを深めるといったところに重点を置いてあるということと、午後となりますと昼食が必要となったり、家庭によっては負担を考えるとということで、さらに検

討をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

(加藤) では、いじめはちょっと飛ばします。時間がないので。
次の361の成人式の開催事業ですけれども、この委託事業として60万5,000円が計上されております。ここ数年記念品として先ほどの債務負担行為ですか、それもありましたけれども、もうずっとここ映画鑑賞券になって、来年度は使える期間を長くすることなのですが、そういうことでなくて、もうずっと映画鑑賞券です。それ実際に本当にどのぐらいそれが使われているのか、それともう地域支え合い事業の中でも商工会の活性化ということで、市の商品券を出しているという、そんなこともあるわけですけれども、例えばの話ですよ、そういう記念品を映画鑑賞券に限らず、ほかのことを考えるというふうな余裕というか、そんな考えがあるのかどうかお聞かせください。

(生涯学習課長) すみません、今年度は3月31日までの利用枚数が確定した段階で割合を出すことになっていきますので、過去3か年のものとしましては平成30年度が利用枚数460枚、利用率が51.4%、平成29年度は433枚、利用率が45.9%、28年度は497枚で51.9%でした。記念品を変更するということについては、現在考えておりません。このすシネマは市が所有する映画館であり、市民文化や映画文化の拠点施設と考えております。今回債務負担行為をすることによってゴールデンウィーク期間と人気の映画が上映される期間でも利用できるよう、利用期間を延長するというふうに考えております。成人の記念として若い世代に積極的に利用していただき、映画館の活性化につなげる役割として引き続き映画鑑賞券を記念品として取り扱う予定でございます。

以上です。

(加藤) 利用者が大体半分というふうなことですよね。であるなら、やはり例えば本当に商工会の活性化のほうにつなげるというふうなことができれば、例えばそういう商品券なら物が買えるわけですよ。もっと利用率が高まると思うのですが、その辺来年はもうこういうことで予算計上しているの、無理かと思うのですが、今後検討する考えがあるか

どうかお聞かせください。

(生涯学習課長) 先ほども申し上げましたが、まず市のシネマ、このすシネマが市民文化につながるということで、今教育委員会では考えております。当面の間は映画鑑賞券を記念品として使いたいと考えております。

以上です。

(加藤) すみません、時間超過してしまっているのですけれども、365ページの公民館関係です。今3月が使えないというふうなことで、今変更するか、またはキャンセルをするかというふうなことで来ています。キャンセルをする場合には、その口座にキャンセルした料金を振り込みますので、口座番号を教えてくださいということで手続しているかと思うのですが、3月の使えなくなった分というのは、利用者がキャンセルしたのでも何でもないわけですよ。やっぱりこういう事情の中で使えなくなったわけですから、その分の、4月から利用料が上がるのはもう決まっていることなので、上がるのは分かります。でも、3月分の振替をするのであるから、やっぱり3月ですから、4月分、5月分の振替に変更すると思うのですが、この3月分に限っては今までどおりの料金で変更できるようにするべきであるというふうに思うのです。

例えばいろんなイベントをやっていて、イベントというか、ライブとか、みんな向こうからキャンセルの分はその分ちゃんと補償して、その次にチケットが使えるような、そういう手続もちゃんとそういう民間でもやっているわけです。その辺私も実際行って、では100円払いますとか、200円払いますって払ってきました。だけれども、これは3月分の変更なので、やっぱり手続だって大変ではないですか。50円もらった、100円もらったって。公民館の利用のことで。そんなことは考えないのでしょうか、お聞かせください。

(生涯学習課長) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、3月の4日から3月31日まで現在貸し館業務が休止となっております。休止のため、鴻巣市公民館設置及び管理条例施行規則第10条の使用料の還付により、現在還付対応といたしております。先ほど加藤委員さんか

らもおっしゃいましたが、還付のためには口座番号を確認したり、それが正しく記載されているかの確認などが必要になりますので、利用団体への負担軽減としまして利用日の変更により対応した場合に限って還付手続ではなくて、4月以降の新料金の差額分のみを納入していただくよう、それぞれの館で対応させていただきます。

使用料については、本年2月1日を施行日として条例改正により、4月以降の貸出し分は新料金で取扱いを開始しております。今回突然のことで申し訳ないところではございますが、この感染症の拡大防止対策によりましてやむを得ず貸し館業務を休止することとなったものでございます。既に改正後の新料金を納入していただいている、通常利用される方との差が生じないように、このような対応を取らせていただいております。以上です。

(加藤) では、最後です。

これはもう例外ですよ。本当にやっぱり3月に使いたいものが使えなくて延ばすわけですから、変更するわけですから、もうこれは市長に言ってください。もうそういうことで担当課でそれをどうする、こうするなんてはできないと思いますので、市長にやっぱり3月分使う予定がやむを得ず使えないわけですから、そのまま、その後の新料金はしようがないですよ、もう決まっていることで。でも、3月分に使いたくても使えないわけですから、もう市長にその分はもう本当変更できるような手続をしてもらおうようにぜひ市長に話をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

(生涯学習課長) この件については、本当にいろいろな形で論議をしまして、総合政策課とも話し合いをした中で、最終的に第6回の庁内の対策会議の中でそれを決定しております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時07分)



(開議 午後1時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

スポーツ課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

(スポーツ課長) 先ほどの加藤委員の質問の中で、1会場何人の指導員がいるかということでした。1会場当たり約9名から10名の指導員が対応しております。

それと、すみません、答弁漏れがございました。健康運動器具地域促進事業につきましては、当初最初のところで運動教室木製とすこやか運動教室鉄製という説明をさせていただきまして、すこやか運動教室鉄製のほうの会場の数、人数等を答弁していなかったもので、申し上げます。すこやか運動教室につきましては、鉄製の運動器具を使いまして、やはり同じように4公園で実施しておりまして、12月末時点で28回開催しております。延べ人数になりますけれども、261名の参加がございました。また、こちらにつきましては、指導員につきましてはこちら業務委託しておりますほうで1回につき2名の指導員が対応しております。

以上になります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時02分)



(開議 午後1時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) では、一般会計の予算につきまして、項目を通告してありますので、一応ご説明をしていただく以外のところで通告をしています。ですので、それに沿って先にそちらから参りたいと思います。

163ページの敬老会開催事業でございます。こちらのほうは、実施団体に昨年11月にアンケートを執り行っておりまして、その集計結果も出ているのでございますけれども、新年度の予算にこのアンケートの結果がどのように反映されたのかをまず伺いたいと思います。

(福祉課長) 今回のアンケートについてですが、実施団体78の団体に調査しまして、71の団体から回答をいただきました。回収率は91%ということでした。まず、アンケートの回答のことをお話ししますと、まず今

後の敬老会の在り方について質問したところ、現状のとおり継続が40団体、実施方法を見直して開催が19団体、そして敬老会廃止が12団体の回答をいただきまして、約83%の団体が現状どおり、または実施方法を見直して開催を希望しているという結果となりました。また、今回のアンケートについては、質問項目の自由記述欄には運営する側の高齢化、開催会場の確保、式典内容や記念品選定が負担となっている、補助金額、対象年齢の見直しが必要、市主催での敬老会開催を要望などのご意見を頂き、課題も見えてきたところです。そして、令和2年度につきましては、この結果から当初と同じ現行どおりの敬老会の開催ということになりました。

以上です。

（諏訪）前年度並みということで、人数は若干対象人数が増えているかと思いますが、その影響で金額的には前年度より高いかと思うのですが、アンケート結果に関してはもう既に公表されていまして、私も読ませていただきました。この中で、自由記述の中にやはり主催者の高齢化によってできれば行政ももっと主体的に進めてもらえないかという記述が結構ございまして、こういったものに対して今ほぼ開催団体に予算上は金額的なものはお出ししていますけれども、その内容やそういったものについてはなかなか手が届いていないのではないかと思うのですが、行政がこういった各自治会が行っている敬老会に対してどんな支援、金額的なものではないものでどういった支援をする予定でいらっしゃいますでしょうか。

（福祉課長）行政に対しての具体的な要望というか、今回のを見ると敬老会を運営する側の今委員のほうからおっしゃいましたように、高齢者が多いということで、行政がもっと主体的に進めてほしいとか、あと記念品を選定するのに毎年苦勞しているとか、もっと市だとか社会福祉協議会がそういった記念品を購入するにはまとめて購入してほしいとか、催し物の紹介をしてほしい、そして地域でなく市が主催してほしいなどの意見も頂いております。

今後については、やはり地域で取り組んでもらうことが一番地域の活性

化や地域力を高める一つのイベントとして大切であると考えております。ほかの自治体なんかでも調査してみると、やはりその辺が同じような課題を抱えているところが多く、対象者を絞ってとか、あと記念品も市が配っているとか、そういったこともありますので、その辺もよく調査しながら、今後の敬老会の在り方を考えていきたいと思っています。以上です。

（諏訪）では、2番目の173ページの放課後児童クラブ管理運営事業についてでございます。173ページのちょうど中段ぐらいに除草の委託料というものがございまして、私昨年からずっと除草剤について少し調査したりしております。調査の結果、川里の放課後児童クラブなのですが、敷地内にいわゆるグリホサートという主成分の除草剤を使っていたと、そういった結果が出ました。それについて少し改善を求めたいというところなのですが、この除草の委託料というのはどういったものが含まれているのかをまず伺います。

（こども応援課長）除草の関係ですけれども、こちらは馬室放課後児童クラブの除草委託でございます。内容としましては、機械や人力によります草刈りの業務委託という形となっております。以上でございます。

（諏訪）今ここの当初予算のほうの金額に関しては、馬室の放課後児童クラブということでございますけれども、そのほかの放課後児童クラブ、新年度はいわゆる自前でなく、管理をお願いをするということでございますので、その辺はどのようにお考えなのか。ほかの児童クラブでの除草について。

（こども応援課長）除草につきましては、それぞれ直営でやっているところが馬室と田間宮でございます。そちらのほうでは今ご説明しましたとおりでございます。そのほかの民間の放課後児童クラブですとか、指定管理の児童クラブにおきましては、それぞれの民間の管理者が除草のほうを適正にやっているというふうに捉えております。以上です。

（諏訪）昨年お調べしましたら、指定管理のいわゆる川里の3つの放課

後児童クラブでは除草剤を使っています、まだ残っているということも確認はしているのです。そういったものについては、市はどのように指導をするのかを伺います。

（こども応援課長） 指定管理者に確認しましたところ、除草剤をまいているのは児童が立ち入らない建物の裏手ですとか、園庭の隅のほうということを知っておりまして、散布につきましても児童がいない日曜日ですとか、そういったときに関係者に事前に周知を行いまして除草剤をまいているということでございます。そういったことから、除草剤を禁止というのはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

（諏訪） 散布に関しては、今希釈もちゃんと記述どおりのものを行い、そして実際には日曜日だったり、使っていない時間帯に散布しているというのも確認はしております。ただし、除草剤に関しては、地面の中にももちろん入り込みますし、水質も汚染するわけなのです。またさらに乾燥すると空中にも舞い上がってくるものなのです。そういった意味から、原則散布をしないようにという指導はできないでしょうか。

（こども応援課長） 国が使用を認めているものでございますので、原則使わないでというような指導はすることは難しいと考えております。

以上でございます。

（諏訪） 223ページ、上の段の地域医療体制整備基金の積立金でございます。今回370万1,000円ということで、ふるさと納税の配分だけということでもよろしいのでしょうか。この地域医療体制整備基金なのですが、現在どのぐらいの基金がたまっているのか、そしてこの使用に関しての検討が市はどのように行っているのかを伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） 令和元年度の地域医療体制整備基金の積立金の見込みでございますが、4億932万4,998円、こちらの額を見込んでおります。基金の活用につきましては、もちろん総合病院の誘致ということが第一になってくるかと考えておりますが、また19床以下の有床診療所というものがございます。その有床診療所の中で救急診療ですとか、産科診療、そういったところ行うような医療体制の整備、こ

ういったところも視野に入れながら、また来年度は県の第7次地域保健医療計画の見直しが行われる予定でありますので、そちらも注視しながら活用方法は引き続き検討してまいりたいと考えております。

（諏訪）総合病院の誘致が第一義的な使い道という検討のままということではよろしいのでしょうか。そのほかに19床の診療所にも使う予定もあるということではよろしいのかなと思うのですが、実際今国は入院病床を減らすという方向が取られておりまして、もう既に去年ご存じのように424の公的公立病院が見直しをせよと政府から言われています。そういった中で、総合病院というのがこの埼玉県の県央圏域で見込みがあるのかということと、現在19床の診療所というものがどのぐらい鴻巣市にあるのか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）有床診療所におきましては、村越外科医院、あとはやしだ産婦人科医院、そちらのほうを把握しております（P.69「3医院またほかにございました。鴻巣第一クリニックと、あと鴻巣外科胃腸科、あと斎藤外科胃腸科医院、こちらの3つも有床診療所ということで追加をさせていただきたいと思っております」に発言訂正）。それと、今後総合病院について県央地区でどうかということではあるのですが、いずれにしましても県央地域というのが救急搬送が非常に厳しい状況で、県央地域外に搬送されることがかなり多くなっております。そういった意味でも県央地域にはそういった救急医療に対応できるやはり医療施設というのは必要というふうに考えております。以上でございます。

（諏訪）第7次の医療整備の計画が今後行われるという中で、そうしますとその計画ですと大体3年後ぐらいを見込んで計画というのは普通立てられるかなと思うのですが、そうしますとマックス3年後ぐらいいまでに積み立てて基金が使えるかどうかということが分かるわけですよ。そのときに、もし病院の計画がされないということでしたら、現在は村越病院さんとはやしだ産婦人科さんということなのですが、もし、仮定の問題で申し訳ないのですが、計画がなされなかった場合に、この19床の診療所にはこういった基金の使い方を予定して

いるか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）市内には有床診療所のほか第二次救急医療を担う医療機関が3施設ございます。埼玉脳神経外科病院、またこのす共生病院、そしてヘリオス会病院と3病院もございますので、そういった医療機関との兼ね合いもございますので、そちらにつきましては十分な救急医療、また市民の皆様が要望しております産科ですとか小児科、そういった医療が十分に満たされるような形で対応できるかどうかというのを視野に入れながら、検討することが重要というふうに考えております。

以上でございます。

（諏訪）では、最後になりますけれども、ただいまのが最後になりますが、検討するに当たって市内のそういった検討会議などが行われているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）市内では、組織としての検討委員会というのにはございません。

以上でございます。

（諏訪）同じページの下段です。風疹予防接種の手数料なのですがけれども、これは先ほどご説明いただいたかなと思うのですが……ごめんなさい。それでは、37歳から47歳までの男性の風疹の抗体検査を行った上で、接種をしていくというものだとは思いますがけれども、この抗体検査のご案内とか、そういったものはどういったふうに行うのかということと、人数的にはどのぐらいを見込んでこの数字になっているのかを伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）令和2年度の風疹抗体検査の対象者であります昭和37年の4月2日から昭和47年4月1日生まれの方、約8,000人を見込んでおります。この方々に対しましては、まず3月の下旬にクーポン券を発行する予定でおります。それと同時に、広報3月号でも抗体検査を積極的に受けていただけるよう啓発の記事を載せてございます。そのほか、啓発ということで、令和元年度、今年度初めて実施したわけなのですがけれども、クーポン対象者の方でまだ抗体検査を受けて

いない方がいらっしやいます。そういった方には勸奨のはがきを4月の中旬頃をめどにお送りをして、できるだけ抗体検査を受けていただく方の数を上げるような形で考えております。

以上でございます。

（諏訪）すみません、ちょっと同じページで先ほどの説明の中で気づきましたので、ちょっとそこを追加させていただきますが、下の段に予防接種事故賠償金というのがございました。この予防接種の事故というのが実際にいつぐらいの何で起こったのかを伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）こちらにつきましては、昭和41年に発生した事故となっております。二種混合ワクチンということで、当時百日ぜきとジフテリア、この集団接種による被害ということで賠償金のほうをお支払いしているような状況でございます。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、321ページでございます。教育総務課の教育委員会運営事業、小中学校の在り方研究懇話会委員謝礼でございます。本会議上でもたくさんの方が質疑をされておりますので、重ならないように質問をさせていただく予定ではおります。私、一般質問でもこれ取り上げておりまして、本会議上で明らかになりましたのは笠原小学校の全部で8名の児童、新入学児童、2名の方は安養寺地区ということで北小に通うということが既に決まっていて、あとの6人の笠原地域の方々ということで、お一人はもう既に中央小を決めていらした。5名の方が笠原小に行く予定ということでございましたけれども、その笠原小に入学本来するはずであった児童の保護者宛てに教育委員会が電話、または訪問を行って、どうしますかという問合せをしているという事実があったというのが本会議上で明らかになったと思います。

実際にこれは地域の方々からもたくさん声を届けていただいております。一番は保護者の方が非常に不安を感じていたということなのです。地域では、笠原小はやはり残して地域を守っていこうという、そういった地域活動がたくさん行われている中で、なかなか市民を分断するような行為ではなかったのでしょうかという問合せがたくさん頂きました。

そういったところで、本会議上でも多くの議員の質問がありましたけれども、突き詰めて申し上げますと、このままでは笠原小が廃校になるのではないのかという、とても不安を抱えている地域の方々がいらっしゃるといふことなのです。1年生、新入学児が入らなかったことにより、9月議会で他の議員が一般質問で取り込んだときに、1校全校生徒50名、そしてもしくは複式学級が2学級になったときを考えているというようなご答弁もありまして、それに近づく可能性が大きくなっているわけなのです。それをこのまま笠原小をそういった廃校にする予定なのかどうかを端的に伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）現在昨年6月に通学区域審議会の答申のほうが出されまして、その答申に基づいてその後には笠原小学校の新1年生に対して、最終確認というような位置づけの中で、来年度の教職員の配置の関係等も当然ありましたので、その中で新1年生のそれぞれの保護者のほうに確認の意味でお電話をさせていただきました。この際につきましては、当然電話等に行った際には、まず第一にこれはあくまでも誘導的ではございませんというようなアナウンスをまず先に言葉として言わせていただき、最終的に学校の教職員の配置等の中での確認の意味でお電話をさせていただいたというような形でお電話のほうを、あくまでも誘導ではないという旨をお示しさせていただきました。アナウンスのほうをさせていただきました。

今諏訪委員のほうで言われております笠原小学校の今後の存廃というようなお話になるかと思いますが、当然今後教育委員会といたしまして、この適正配置という部分につきましては当然近々の課題というような部分も教育委員会では認識しておりますので、この部分につきましてまず保護者の意見、ご意向、そういった部分を最重要視をするというように今までの一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたので、それらを保護者の意向をしっかりと確認していく中で、当然今後の笠原の小学校の在り方について検討していきたいというふうに考えております。以上です。

（諏訪）ただいま先生の配置のためであるということをお前置きして、保

護者の方々に連絡を取ったということでございますけれども、これは笠原小の新入学児童が既にその時点では5名対象者だったということで、そういったことをしたのか、それともほかの学校さんにも全て、例えば30人になるのか、40人になるのかで1クラスになるのか、2クラスになるのか、そういう先生の配置という意味では違ってきますよね。そういったところにも連絡をするのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）そのご質問については、私のほうから答えさせていただきたいと思います。

今回笠原小学校、1月の段階で新1年生の笠原小予定の方が5名いらっしゃいました。現1年生の方が8名という状況でございます。通学区域審議会の答申、附帯意見で個別に相談をするということがあるわけなのですが、これが例えば3月とかに急遽お子さんが中央小のほうに希望されて動かれてしまった場合、可能性の一つとして複式学級が早まってしまうという状況が生まれてしまいます。例えばですが、新1年生が2名、現1年生が6名というふうに8名になってしまった場合には、令和3年度に複式学級の予定だったものが令和2年度に早まってしまうという状況になります。そうしますと、学級が1学級少なく、要するに教職員が1名少ない状況になるわけです。定数の配置からいきますと。そうなりますと、教職員の配置につきましては2月末が一つの目安でございます。県教委とのやりとりがありますので、教職員は県費負担教職員ですので、市だけで動かせるものではございませんので、その辺のところの兼ね合いもあり、今回は笠原小学校、そういうような可能性もある中で、最終確認をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

（諏訪）複式学級というのは、確かに8名で複式学級というふうには言われておりますけれども、必ずしも複式学級にしなければならないということではありません。ですので、ただいまのご答弁でいただいた新入学児童の2名になったらという仮定、これはおかしい数の論理だと私は思います。いずれにいたしましても、中央小に行きたいと保護者の方がおっしゃったとします。なぜ公用車を出しますよとおっしゃったのかな

のです。公用車というのは昨日本会議場で私質問させていただきまして、いわゆる公用、公務のための車であるということだと思っておりますけれども、その児童を朝登校に乗せるということがいつから公務になったのかなのです。いつからそれを公務としているのか。そういったことが今までなかったと思っておりますけれども、いつ公務になったのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）今回の通学区域審議会の答申の中に、当然この審議会につきましては笠原小学校という部分で審議のほうを頂いたわけでございます。この審議会の答申の附帯意見にも述べられておりますように、指定校の変更の許可基準の弾力化、その部分の適用も含めながら、個別に対応するというような答申の附帯意見のほうが出されております。また、この個別に対応するという部分と併せまして、変更先につきましては鴻巣中央小学校を原則とするとあり、その際の通学の安全確保等については十分協議という部分も附帯意見のほうに出されております。

そういった部分の中で、今回個別に対応していく中で、保護者のほうから子どもの安全第一を確保してほしいという要望等があった中で、公用車のほうの使用のほうを手配をいたしまして、子どもたちの朝の通学の際に対応をしたというような状況でございまして、この部分につきましては教育委員会として当然子どもたちの安全を確保するというような意味合いの中で、これらの手配をしたという状況となっております。

以上です。

（諏訪）確かに答申の中では交通の安全を確保するということは言われております。ただし、車は使わない、スクールバスは出さないといったのが論議されたはずなのです。そういったことは要するにお話の中には出なかったのでしょうか。審議会の答申でスクールバスは出さないというふうにはなっていたはずなのですけれども。

（委員長）暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時 3 3 分）



（開議 午後 1 時 3 5 分）

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(教育部副部長兼学務課長) 本来通学区域の弾力化につきましては、指定校変更の許可基準の弾力化につきましては、あくまでも保護者の責任による送迎が基本となっております。今回の審議会の答申の附帯意見に基づきまして、先ほど申し上げましたように、個別に対応する中で鴻巣中央小学校へ希望したいという保護者からの要望、バス等はないのかというような内容での要望等があったために、先ほど申し上げました子どもたちの通学時の安全第一に鑑みまして、車両を確保した経緯となっております。今回答申に基づいての対応として、答申の内容の範囲内においての要は対応と認識しておりますので、答申内容等を見做しているような状況ではないと認識しておるところでございます。

以上です。

(諏訪) 新年度も通学区域審議会の予算が取られておりまして、新年度は予定はないというふうには本会議上ではお答えいただいていたけれども、今後ほかの地域でも通学区域の問題がたくさん出て、もう既に吹上地域などでも出ておりまして、昨日の本会議でも実際に川里などでも直線で2キロ半以上、2.5キロ以上あるよということと、吹上でも今北新宿の区画整理地内から吹上小まで通うのに40分以上かかっています、児童の足で。そういったところから、例えば通学区域審議会ですらそういったところの見直しをした場合に、同じように保護者から弾力化によって違うところに行くために車を出してもらえないかとなったときに、やはり要望に応えるのでしょうか。そこだけ確認をしておきます。

(教育部副部長兼学務課長) お答えいたします。

今諏訪委員さんのほうからご指摘がありましたように、予算のほうは確保しております。今後必要に応じて通学区域審議会を開く可能性もございますので。ただ、現時点では開く予定はございません。今後様々な状況を見ながら、可能性の一つとしては開く可能性もあるかとは思いますが、その際に今回の通学区域審議会を開いての対応については、各区域によって状況は異なるかと思えます。ここ5年ほどの見通しをもちましても、複式学級が見込まれてしまう学校は笠原小学校のみでございます

ので、ほかの地域、例えば仮に開いたとしても、状況等がまた違いますので、その都度また検討していく必要があるのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 3 8 分)



(開議 午後 1 時 3 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(橋本) それでは、ちょっと私11日の事業別とか、そういう連絡が来ておりませんでしたので、私個々に各課のほうに通告しておりましたので、その順番で質問させていただきます。

まず、41ページ、歳入のほうです。これも文言というか、内容を教えてもらいたいのですけれども、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業補助金、この新たなステージって、これ具体的な内容をお伺いいたします。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 新たなステージに入ったがん検診の内容につきましては、がん検診の受診を促進し、またがんの発見を早期に行い、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とした国庫補助金となっております。補助率のほうは検診費や事務費の対象経費の2分の1となっております。内容といたしましては個別の受診勧奨や再勧奨、また子宮がん検診、乳がん検診のクーポン券等の配布、また精密検査となつてまだ未受診でいらっしゃる方への受診勧奨が主な補助金の対象となっております。

以上でございます。

(橋本) 分かりました。

では次、49ページです。49ページの障がい福祉課の難聴児補聴器購入費助成事業費補助金です。これも歳出のほうにもあるのですが、こちらのほうで聞きたいのですけれども、金額は少ないのですが、何歳の方が対象で、また対象人数の想定は幾つでやっているのか、教えていただきたい

いと思います。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

この事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、その保護者の経済的負担を軽減するため、補聴器購入費の一部を助成するものと。県から2分の1の補助金がございます。対象なのですけれども、満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にあります身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児でありまして、基準額または見積金額のいずれか少ないほうの3分の2以内を助成するというものでございます。それで、人数なのですけれども、過去5年間の支給実績から今まで多い年で3名、近年では1名程度となっております。令和2年度においても2名程度と見込んでおりまして、10万円の支給を見込んでおりまして、その2分の1の5万円を県からの補助金ということで計上しております。

以上でございます。

（橋本）……いち早くやっぱり発見すれば対応は早いというふうに聞いているのですけれども、こういった難聴、耳が聞こえない方の検査方法って何歳のときにやって、どのくらいの確率で発見されるというのは分かるのでしょうか。

（障がい福祉課長）何歳、どのくらい難聴かということ、市の健診だとか、そういったのを利用するですとか、あとは日常の生活を見て、聞こえるだとか、聞こえないとかありますけれども、それからこれ事業の対象については毎年校長会を通しまして、こういった制度があるのだということを知周知をしておりますので、親御さんにもこういった制度のご利用を案内をしておりますので、ただどの程度といいますけれども、日常の生活を見て保護者の方が聞こえないかなということだったら、もうお医者さんにかかっていただくといったようなことは多いかと思います。

以上です。

（橋本）続きまして、53ページの健康づくり課、これちょっと言葉は分からなかったから教えていただきたいのですけれども、真ん中あたりにハイリスク地事業というのが書いてあるのですけれども、これは一体、

ちよつとごめんなさい、私分からないので、どういった内容なのか教えていただきたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長)ハイリスク地事業でございますが、こちらは自殺対策事業に係る県の補助金となっております、ハイリスク地というのが自殺の場所として利用されやすく、また一定期間にその場所で複数の方の自殺または自殺未遂がある場合、そういったところで地域住民以外の方で自殺をしようとする方が集まってしまうおそれがあるため、ハイリスク地に対しての取組に対して県のほうから補助が出ることとなっている事業でございます
以上です。

(橋本)最近鴻巣市にもそういった場所が、具体的に本市でもこういったハイリスク地という場所があって、どういうふうなことを事業しているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長)本市では、JR鴻巣駅第1駐車場(P.70「鴻巣駅東口第1駐車場」に発言訂正)におきまして、過去数回飛び降り事例が発生しております。そういったことに対しまして、監視カメラですとか、交通誘導員、そういった方に対する今回補助金というふうになっております。そういったカメラですとか、交通誘導員、そういった方を配置することで、飛び降りの早期発見や早期対応を図るといような考えの下に補助金の申請を行うものでございます。

(橋本)それでは、歳出の147ページの子育て支援課のひとり親家庭等医療費支給事業、扶助費4,000万ですか、これは一体何人分で、また未婚のひとり親も含まれているのではないかと思います、この人数を教えてください。

(子育て支援課長)まず、予算上計上した人数なのですけれども、約1,760人。そこには母と子、父子家庭であれば父と子が含まれております。家庭数にいたしまして、約700家庭を見込んでおります。その中で、未婚の家庭ということでございますが、これは今年度実施しました未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時給付金の数から推察しまして、それが45家庭でございます。

以上です。

（橋本）未婚の45家庭、これはもう母子も父子、どちらもあるのでしょうか。

（子育て支援課長）お答えいたします。

制度上、未婚については父子も母子もあるのですけれども、制度を受けている方は母子ということです。

以上でございます。

（橋本）それでは、私は、手話は重なってしまったので、165ページです。165ページの介護保険課の介護保険運営協議会運営事業、これ報酬がほとんどだと思うのですけれども、この協議内容というのはどういったものか教えていただきたいと思います。

（介護保険課長）介護保険運営協議会は、介護の事業全般に関しましてご意見を伺う組織ということになっております。具体的には、大きなものとしましては介護保険の事業計画の策定及び変更に関することや、地域包括支援センターの設置と運営に関すること、それから新しい介護のサービス、地域密着型サービスなのですけれども、この指定及び運営に関することなどを審議してご意見を頂くという協議会になります。令和2年度は、介護保険事業計画の策定年に当たりまして、通常は年3回程度の開催なのですけれども、令和2年度は8回開催を予定しております。その分報酬費が増えております。

以上です。

（橋本）8回って結構多いと思うのですけれども、そうすると1回1人幾らの報酬なのでしょうか。

（介護保険課長）委員さんが1人当たり5,500円、会長さんは6,000円で、構成メンバーが11プラス1ということになります。

以上です。

（橋本）続いて、169ページ、総合福祉センターの管理運営事業になりますが、これ駐車場の中までフラワー号が入ってくるということですが、私前からフラワー号は前の通りを通っているときからそのところに椅子を設置してくれとずっと言い続けたのですけれども、なかなか

やってくれなかったのですけれども、今回中に、道路上だから無理だとか、そういう話もあったのですけれども、今回中に入るということは、この椅子、今あるのかちょっと私分かりませんが、椅子とかそういう座るところ、またひさしも、そういうところが設置できるのか、それちょっとお聞きしたいと思います。

（福祉課長）今予定をしているのは、屋根つきの駐輪場みたいな、カーポートみたいな、そういうようなものと、中にはベンチを置く予定です。以上です。

（橋本）よかったです。ありがとうございます。

次、173ページのこども応援課です。放課後児童クラブ。今指定管理がどんどん増えていると思うのですけれども、これ入札で事業費を決めていると思いますが、働く人の時給というのは大体ほかの全ての児童クラブ、大体時給は同じなのか、ちょっとそれだけお伺いいたします。

（こども応援課長）働いている方の時給につきましては、労働者の労働環境や待遇などの労働条件ということになるかと思うのですが、雇用者と労働者の合意の下に決められているというふうに考えております。ですので、統一ではないというふうに思います。

以上でございます。

（橋本）どのくらいの差があるのでしょうか。それは、把握していますでしょうか。その差については。

（こども応援課長）新たに市の直営から指定管理に移行した部分につきましては、市の待遇と同じもしくはそれ以上の処遇で迎えていただきたいということをお願いしている関係から、単価のほうを把握しているのですけれども、それ以外の部分については把握はしていない状況です。以上でございます。

（橋本）私も放課後児童クラブ、一応視察に行ったのですけれども、なかなか場所によっては大変厳しい経営状況だということでお話をお聞きしてきたのですけれども、そういうことに対して次、今入札で決まってしまうたらその事業主の仕方ないことだと思うのですけれども、そういう改善、それって次の入札のときになると思うのですけれども、改善

方法ってどこか何かあるのでしょうか。改善するとか、その経営内容。

(こども応援課長)指定管理者の指定管理料の上限額を検討する際には、人事院勧告や埼玉県最低賃金等の上昇率を考慮して算定しております。そういったことで、指定管理料の上限についてはそういったものも考慮するとともに、実際の選定の中ではそういった従業員が末永く勤められるとか、そういったところを評価する項目がありますので、そういったところで評価をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

(橋本)次に、その同じページのこども医療費支給事業であります。18歳まで拡大という、本当大変うれしいことではありますが、市内は広報等で周知して皆さん分かっていると思うのですが、市内は広報等で周知して皆さん分かっていると思うのですが、例えばどんどん、どんどん鴻巣市に入ってもらいたいというためには市外にアピールしていかなければならないと思っておりますけれども、そういった市外への周知方法って何か考えているのか教えていただけますでしょうか。

(子育て支援課長)市外への周知といたしまして、現在住まい選びの子育て世代をターゲットにしたリーフレット、総合政策課のほうで作成しているのですが、このすLIFEというのを発行しております。このすLIFEというリーフレットなのですが、金融機関や不動産関係事業者へ配布、またふるさと納税寄附者やパンジーマラソンの参加者等に鴻巣の優れたところ、教育、子育て、経済的な部分を周知したリーフレットを配布しております。令和2年度についても、このすLIFEというリーフレットの内容を更新しまして、市外の方へ周知を図るとともに、定住促進等の周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

(橋本)すみません、私このすLIFEというのを見たことないので、どういったところに配布して、何部ぐらい毎年やっているのでしょうか。

(子育て支援課長)総合政策課のほうで聞いた、今回質問があったということで聞いたもので、詳細についてちょっと私のほうでは分かりかね

ます。

（橋本）183ページの保育課の病児・病後児保育事業、これ前任者も質問していたのですけれども、場所も先ほど言っていましたけれども、さっき僕が聞き逃したかもしれませんが、定員は何人だったのでしょうか、これ。

（保育課長）定員のほうは6名を予定しております。

以上です。

（橋本）では、続きまして215ページ、上のひなおやクラブ補助事業、これボランティア活動への補助金だと思いますが、活動内容どんなものなのか具体的に教えていただきたいと思います。

（こども応援課副参事）ひなおやクラブの活動内容については、子どもの成長を見守りながら、親子で楽しめる活動を会員同士で検討していただきます。七夕やクリスマス会などの季節の行事や、ベビーマッサージや親子体操、歯科衛生士による歯磨き指導など、講師を招いての講座などがあります。ボランティア活動としては、児童センターまつりや子育てフェスタでのブース参加、ステージ参加、モニター参加、また市内の公園でピクニックをしながら公園遊具の安全確認、市内中学校で行われている青少年子育てふれあい体験事業への参加協力などが考えられます。

以上です。

（橋本）これ何団体ぐらいあるのでしょうか。

（こども応援課副参事）鴻巣児童センター、川里児童センター、吹上児童センター、その3か所で1団体ずつを予定しております。

以上です。

（橋本）分かりました。

223ページです。健康づくり課の健康診査事業です。自己負担今度ゼロということではありますが、そして受診率を上げていくということだと思いますけれども、受診率の向上の目標の数値は幾つなのか教えていただきたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）健康づくり課で実施しております

健康診査事業といたしましては、肝炎ウイルス検診と、あと30代健康診査、そしてあと生活保護世帯の健康診査を実施しております。そのうち肝炎ウイルス検査と生活保護世帯健康診査は無料となっておりますが、30代健康診査につきましては自己負担1,000円ということで実施しております。受診率向上に向けての目標の数値ということで、3健診それぞれの個別では目標値設定しておりませんが、鴻巣市健康増進計画の中でがん検診を除く健康診査等を受診した市民の割合を令和4年までに82%にするという目標を立てております。この数字につきましては、毎年4月から5月に実施しております鴻巣市まちづくり市民アンケート、こちらの結果を指標としておりまして、令和元年度につきましては70.1%でございました。

以上でございます。

(橋本) 同じページの予防接種事業、ロタウイルスワクチン定期接種化を先駆けて行うということですが、1回の費用、これは幾らぐらいなのでしょう。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) ロタウイルスワクチンに関しましては、現在行政措置予防接種といたしまして平成25年4月から先駆けて行っておりましたが、今回予防接種法の改正によりまして令和2年10月1日から定期予防接種として実施をされることになっております。今現在は行政措置として実施しておりますので、自己負担額が発生しております。ロタウイルスワクチンが2種類ありまして、ロタ1価というもののワクチンにつきましては自己負担が今7,500円です。ロタの5価につきましては、自己負担5,000円でございます。これは、10月1日から定期化になるに当たりまして無料ということになる予定でございます。

以上です。

(橋本) 分かりました。

それでは、325ページ、放課後子ども教室、新たに1校が増えて15校ということではありますが、全て19校だと思うのですが、4校まだ足りないと思う。この4校は、この子ども教室が必要ないのか、まだできないのか、ボランティアがないのか、そういったところをちょっと具体的に教え

ていただきたいのですけれども。

（こども応援課長）放課後子ども教室ですけれども、毎年1校ずつ開催校を増やしまして、最終的には19校での開催を目指すということで進めてきているところでございます。その開催に当たりましては、子ども教室の円滑な運営や総合的な調整を行いますまずコーディネーターという方を選出する予定がございまして、その方を中心にしましての活動をするということでございます。指導する地域の方々にコーディネーターを通しまして協力をお願いしたりとか、活動のプログラムの企画策定を行う必要があるということございまして、また会場である小学校との連携協力も必要となってまいります。毎年1校ずつ開催することとしているのですけれども、来年度以降の開催校につきましては既に校長会のほうで計画のほうお示しいたしまして、了承いただいているという状況でございます。

以上です。

（橋本）この放課後子ども教室というのは、ボランティアでやられていると思うのですけれども、僕も一度1つだけ行って見たのですけれども、かなり子どもがいろんなところへ行ってしまっただけで大変なのですけれども、こういったことでボランティアの方ってかなりたくさんいらっしゃるのでしょうか。それだけちょっとお伺いいたします。

（こども応援課長）学校によって協力者は様々でございまして、例えば30年度の状況ですけれども、鴻巣東小が26人、松原小が21人、下忍小が29人というような形でございまして、それぞれの学校で違いがあるということでございます。

以上です。

（橋本）これボランティアの方に報酬というものがあるのだと思いますけれども、それ今現在幾らなのでしょうか。

（こども応援課長）令和元年度はボランティアの皆様方に1時間当たり500円報酬というか、謝礼をお支払いしていたのですが、来年度は県の補助金の上限額に合わせまして740円1時間当たり支給するという形で予算のほうを請求しているところでございます。

以上でございます。

(橋本) よかったと思うのですけれども、最低賃金より安いなと思います。

では次、341ページ、教育総務課の小学校教育用パソコン設置事業です。これ中学校も同じだと思うのですけれども、初年度パソコン3,000台設置するということではありますが、これはどこの小中学校で……どこなのか、あと選んだ基準というのを教えていただきたいと思います。

(教育部副部長兼教育総務課長)今回341ページにあります一番上段の小学校教育用パソコン設置事業、これにつきましては令和2年度、最終年度のリースの部分の金額のほうを計上しており、11ページに載っております債務負担行為のほうのそちらで3,000台の整備という形になっておりますので、まずご理解いただきたいと思います。

説明させていただきます。現行の機器リースが来年の令和2年度に満了になること、また国が示しております1人1台という教育環境が実現されることから、本市においては令和4年の4月、全児童生徒1人1台、9,000台の可動式学習用パソコンの整備を目指しておるところでございます。来年度の令和2年度には債務負担行為において可動式学習者用パソコン3,000台を調達をし、令和3年度、G I G Aスクール構想の端末整備の補助金を活用し、残りの6,000台をエントリーして内定を頂く予定でございましたが、国から先日改めての通知がございまして、令和2年度中においてもG I G Aスクール構想の補助金を活用することができることになりました。これらを活用することとし、端末2,000台をエントリーをしているところをございまして、これが内定されますと令和3年の4月には5,000台の端末が整備されて稼働されることとなる予定でございます。

配備の考え方につきましては、これらの台数を各学校に均等に配備することはせずに、令和3年度から複数の小学校、1中学校に連動して中学校区、これらを中学校区につきましてI C T教育先駆校と位置づけて、1人1台の環境の実現を考えていきたいというふうに思っております。他の小中学校におきましては、各学校の児童生徒数を考慮した配備を行

う予定でございます。この先駆校の1人1台の考え方につきましては、今回の債務負担行為などの予算において整備をしていく際に中学校区を先駆校と位置づけまして、ICTを活用した事業実践の研究などを展開していく中で、検討事項、課題事項等の検証を重ねていきたいと考えております。これらを検証していく中で、他校の教員にも共通認識を植え付けさせ、学校間あるいは教員間での格差を解消していきたいと考えております。現時点におきましては、先ほど申し上げました中学校区の先駆校、また選出基準、これらにつきましては現在学校支援課と調整を図っておるところでございます。

以上でございます。

(橋本) ちょっと時間がなくなって、最後に379ページの北新宿生涯学習センター管理運営事業でありますけれども、これちょっとオープンしてからまだ日がたっていないので状況がどうかは分かりませんが、これはとてもすばらしい多目的ホールがあるので、あそこに卓球台とか、そういったことが置けないか、これで最後にお聞きいたします。

(生涯学習課長) 卓球台については、備品として4台購入しまして、練習などが可能です。実際開館中にもう3団体の方がご利用いただきました。

以上でございます。

(織田) では、171ページお願いします。放課後児童クラブ管理運営事業についてお聞きします。

3億9,000万なのですが、これの委託料が3億4,600万というふうに出ています。そのほかのもろもろの部分は事業費、事務費だと思うのですが、この委託料というのは今回放課後児童クラブ、2つのNPO、支援センターと三楽さんに頼みましたけれども、この2者分の委託料の合計が3億4,600万なのでしょうか。

(こども応援課長) こちらの委託料でございますけれども、実際今市の直営になっている放課後児童クラブが田間宮の放課後児童クラブと馬室の放課後児童クラブだけとなっております。

(織田) そっちのほうなのですね。

(こども応援課長) はい。それ以外の指定管理料ですとか、あと民間の児童クラブへの委託料、そちらのほうが必要な内容という形になっております。

以上です。

(織田) はい、分かりました。

183ページの、前任者からも質問は出ていたのですけれども、病児・病後児保育事業についてお聞きします。これ2か所目で、先ほどの前任者に対するお答えでは、場所は駅周辺というお答えでしたが、ちょっと私がちらっと耳にしたのは、みらいの木でやるのではないかという話も聞いているのですけれども、それはどうなのでしょう。

(保育課長) 現在病児保育室を開室したいというような申出があった事業者、学校法人です、学校法人と今協議を進めているところであります。以上です。

(織田) これ内容は定員は6名ということでしたけれども、ヘリオスの中に入っている第1次というか、1つ目病児保育と同じ内容でしょうか。例えば看護師が2人とか、事前予約しないと見てもらえないとか、そういったもろもろの条件というのは同じ条件なのでしょう。

(保育課長) いずれにしても、病児、病後児保育については登録を頂いた方にご利用いただいているような状況になっております。ですので、方法としては登録を頂いてから予約をしていただくとということになるかと思えます。内容といたしましては、まず開所時間なのですけれども、今ヘリオス会でやっておりますパンジー・キッズのほうは平日8時から6時となっております。今度の新しいところにつきましては、7時から6時ということで予定されております。あと、内容につきましては、今度新しいところにおきましては、送迎対応というものを行う予定となっております。こちらについてなのですけれども、通っている保育所等で子どもさんが微熱を出すなど、体調不良となった場合に、保護者が就労などでお迎えに行けない、そういったときに病児保育室のほうに連絡を取りまして、病児保育室の看護師のほうに保育所のほうに迎えに行き、病児保育のほうで待つというような対応も行っていきたいと思っております。

ます。今協議を進めているところです。

（織田）すごくありがたいですね、それはね。これは、ここの新しいほうだけで行われるのですか。ヘリオスのほうでも同じことをやるのですか。やらないですか。

（保育課長）新しいところでこちらの送迎対応をやるということで協議を進めております。

（織田）前の病児保育のときは、例えば夕方は元気だったけれども、夜に熱を出してしまっただけで、それが結局6時以降に熱を出した場合には、予約も何もしていないではないですか。そういった場合、なかなか次の日対応していただけないことがあったのです。例えば満杯でなければ朝一番に電話すれば入れてもらえることもあったけれども、例えば定員がいっぱいいたときにはなかなか受け入れてもらえなかったということがあるのですが、その辺はどうなのでしょう。

（保育課長）予約方法については、ちょっと今どのような形を取るのかというのは協議をしているところですけれども、いずれにしても病児保育を利用するに当たって、かかりつけ医の情報、診療所、かかりつけ医さんの意見が必要になってくるのです。例えばこの方は隔離が必要ですか、皆さんと一緒に大丈夫ですという、その情報も頂いた上で利用いただいておりますので、朝空いていれば予約は可能なのですけれども、その前にかかりつけ医の受診を受けてからということになりますので、なかなか難しくなってくるのかなと思います。

以上です。

（織田）はい、分かりました。ありがとうございます。

では次に、保育ステーション事業についてお聞きします。私たしかこれ8年ぐらい前に一般質問したときには、アンケート調査をしたけれども、二、三人ぐらいしか使わないので、当面やりませんというお答えを8年前に頂きました。多分8年から10年ぐらい前かな。時の流れで、今回は保育ステーション設置していただけることになって、すごくありがたいと思っているのですけれども、それだけ気を使って働きに行くお母さん、駅近に子どもを預けて、会社に行くとすごく時短になるというお母さん

たちが今現在増えているのでしょうか。人数は先ほど聞きましたけれども。

（保育課長）やはり駅を使って、電車を使って通勤していらっしゃる方というのは増えているのかなと思います。今現在登録いただいている方というのは、やはり鴻巣駅を利用して電車で通勤している方というのがほとんどになっておりますので、利用としてはそういう方が増えてくるのかなと思います。

以上です。

（織田）前に私がこの質問をしたときに、某野党系の方から子どもは荷物ではないのだと、ただ預けて送ってしまう、そんなのよくないというふうに言われたのですけれども、でも実際これで助かっているお母さんたちはたくさんいるわけです。それで、多分1か月何回とか、1週間に、1か月のうち何回か担任の先生とか、保育園にお母さんも行くのではないかなと思うのですけれども、今日はこういうことがありましたとか、そういった連絡帳みたいな、保育園と保育ステーションとで交わすようなことというのはやっているのですか。

（保育課長）入所している保育所とステーションとの連絡帳というのは特にはないです。

（織田）保護者の方と、その保育ステーションの運転手さんがいますよね。その方が園から預かってきて、保護者の方にお渡しするというようなことはやっていないのでしょうか。今日はこういうことがありましたとか、いっぱいお昼寝しましたとかというような書いたものを預かってきて、それを保護者の方に渡すというような、そういう作業はやっていない。

（保育課長）そちらについてはそれぞれの園で、入所している園のほうでおたより帳とかというのを書いていただいたものをそのままお子さん持って帰ってきますので、それをお渡ししているという形になっております。

以上です。

（織田）ちょっと確認ですが、保育ステーションには保育士さんが、本

会議上で時給が1,180円とか、サブが1,160円とかというお話聞いたのですけれども、大体2人在駐しているのですか。

(保育課長) 今保育ステーションのほうには保育士が3名、それと補助員、送迎のバスに乗っていく職員が保育士1人と補助員1人で送迎して頂いておりますので。あと、ステーションのほうに残る保育士ということで、保育士が3名、補助員が2名ということの配置になっております。

(織田) 今6名とかっておっしゃいましたよね。預かっているお子さん。現在。

(7名ですの声あり)

(織田) 7名。6名。6名ではなかったか。7名か。そうすると、何か所ぐらいの保育園に今送っていつているのですか、現状。

(保育課長) 登録を頂いている方の指定保育所になるのですけれども、生出塚保育所が2名、川里ひまわり保育園が1名、それから寺谷保育園が1名、めぐみの木こども園が2名、ゆめのはなこども園が1人ということになっております。

以上、7名となっております。

(織田) 何かみんな遠いところなので、きっと助かると思います。ここまで送って行って、また駅まで戻っていくとかなり多くの時間が割かれますから、やっとできて、10年がかりの夢がかなって大変うれしいと思っています。ありがとうございます。

では次は、303ページお願いします。スポーツ課の上谷総合公園内スポーツ施設管理運営事業についてお聞きします。これ直接は総合公園内体育施設の指定管理料なのですが、中の流れるプールとか、そういうことも聞いてよろしいのでしょうか、施設の。上谷総合公園。流れる、水がありますよね。

(委員長) 池みたいなの。

(織田) 池みたいなの。それは関係ないのですか、これ。

(何事か声あり)

(委員長) プールではなくて。

(織田) プールではなくて。

(委員長) 川みたいなのだね。

(織田) 川みたいなの。流れるね。

(スポーツ課長) 上谷総合公園内のスポーツ施設ということで、今織田委員のほうからご質問なのですが、上谷総合公園というのがあくまでも公園でして、その中のスポーツ施設、運動施設につきましては…

(織田) のみね、これは。

(スポーツ課長) はい。

(織田) では、お水のほうは関係ないのですね。

(スポーツ課長) そうですね。そちらのほうは公園担当のほうで。

(織田) 公園担当。分かりました。

(スポーツ課長) あくまでも公園施設になりますので。

(織田) はい、了解です。では、これはいいです。

では、321ページの、すみません、結構いろいろ質問が出ている通学区の問題なのですが、私はちょっと別の観点からお聞きしたいのですが、今回ちょっといろいろな問題があって、笠原小が結構いろいろ今問題出てきました。鴻巣市内は、笠小だけではなくて、例えば共和小とか、それから常光小とか、1年生は少ないところがありますね。おとしかな、私、共和小学校に就学時前健診の生活習慣の講師で行かせていただいたのですが、7名でした、そのときの小学生の入学者は。でも、和気あいあいとしていて、1学年1クラスなので、校長先生もみんな仲よくやっていますというようなお話でした。

それで、そういうところもあるのだけれども、笠小の場合は今回こういう形になってしまいました。学校によって例えばいろんな特色とか、校長先生の考えとか、あと保護者の考えもまた保護者も違うと思うのですが、その辺の線引きってどういう形でやっていたらいいのか、ちょっと疑問になったものですから、お聞きしたいなと思っています。共和小にはできたことがなぜ笠小にはできなかったのか、また共和小でやらなければいけないべきことを笠小みたいにはなぜならなかったのか、その辺の何か特色とか、地域性とか、あと保護者の意見とか、そういったも

のがやっぱり前提になっているのかお聞きしたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

今回ほかの学校と笠原小学校さんとの一番大きな違いは、複式学級がこのままでいくとその見込みがあるということだと思います。確かに今ご指摘のように幾つか小さい学校もあるのですが、それにつきましては先ほども申し上げましたが、5年後ぐらいをある程度学齢簿の地域のお子さん、1歳のお子さん、2歳のお子さんという形で人数を確認することはできるのですが、それを見る限りでは複式学級には少人数ながらもなっていないというところがございます。複式学級になりますとやっぱり学習形態が1、2年生とか2年生、3年生で一緒の1つの学級という形になりますので、それはやっぱり好ましくないであろうというふうに考えておりますし、また今回保護者の方からこういう形で何とか中央小に行けないかというご要望もありました。そのようなところの背景というのでしょうか、要因が幾つかあったというところだと思います。

（織田）そうすると、ほかのまだ1学年1学級でやっているような学校は、まだ複式には、5年ぐらいは大丈夫だろうというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）あくまでも見込数でございますので、今後そのご家庭が転居等、動く可能性は当然あるわけなのですけれども、今現在お住まいのお子さんの数で見込みを、先を見通しますと、ほかの学校については複式の見込みはないという数字になっております。

（織田）今回笠小の送りの問題で云々という話は出ているのですが、実は私何か月か前ぐらいに知り合いのバス会社の社長さんとお話ししたときに、送迎頼まれているのだけれども、人がいなくてという話を聞いたときに、すごくよかったなと思ったのです。長い距離を1年生の子が歩く。ただ、今ママたちが共働きではないですか。それで、朝の時短するためにはすごくそれいいことだなと私は思ったのです。

ただ、今後そういう5年先、10年先、複式学級になりそうな学校が増えてきたときに、全てそれができるのかということこれから先念頭に考えていっていただかないと、今結構バス会社や運送会社の運転手さんが

高齢になっています。それで、結局特殊免許、2種免許を取るのにもお金がかかってくる。なかなか運転手さん不足ということがあるので、今後市で送迎するほかに何か別の方法、でも1年生を送迎してもらうのは本当に遠くなるから、それは私は別に悪いこととも、親としたら、自分が親だったら安心して仕事に行けるので、ありがたいなというふうに思っていますので、今後増えてきたときにどうするかということを考えていただければありがたいなというふうに思っています。よろしくお願ひします。答えはいいです。

これ最後なのですけれども、365ページの……すみません、大丈夫です。勘違いしました。

以上で終わります。ありがとうございました。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時25分)

(開議 午後2時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部参事より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 先ほど諏訪委員のご質問で地域医療体制整備基金の中で市内の有床診療所、どれだけあるかというご質問で、私のほうではやしだ産婦人科医院と村越外科医院と申し上げたのですけれども、3医院またほかにごございました。鴻巣第一クリニックと、あと鴻巣外科胃腸科、あと斎藤外科胃腸科医院、こちらの3つも有床診療所ということで追加をさせていただきたいと思ひます。

そして、あともう一点が、橋本委員からのハイリスク地事業の中で、JR鴻巣駅第1駐車場と申し上げたのですけれども、JR鴻巣駅東口第1駐車場ということで修正をさせていただきまして、おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

(エルミが第1で、アネックスが第2の声あり)

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) はい、すみません。申し訳ありませんでした。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) たびたび申し訳ございません。ハイリスク地事業の中で、私JR鴻巣駅東口第1駐車場と申し上げましたが、JRはなしで、鴻巣駅東口第1駐車場ということで訂正しておわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

(委員長) それでは、ただいまの訂正の発言につきましては許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

(金子) 初めに、149ページ、一番最後のところです。生活困窮者自立支援事業の中の委託料の一番下ですけれども、家計改善支援事業委託料ということでございますけれども、この事業ですけれども、委託料ですけれども、内容とか対象者とか件数、それとその効果とか、そういうものが一連のものが分かりましたら説明お願いします。

(福祉課長) 家計改善支援事業、こちらについては、生活困窮者自立支援法に基づく任意事業ということで、今年度より鴻巣市ではこの事業を始めました。こちらについては、生活困窮者の方なのですが、収支を管理できない、収入に波がある、そして多額の借金を抱えている、そのほか家計に関して困っている方を対象に、家計の現状、課題を把握し、その方に合わせた支援プランを作成しまして、他の制度の活用、家計の立て直しなどにより、早期の生活再生を支援する事業となっています。現

在、今年度から始まったわけなのですが、5月、6月、10月に1件ずつで、計3件の相談がありまして、内容的にこの対象者の方が借金があったりとか、そういったものがあるので、困っているよといったときに、自己破産したりとか、債務整理のためにプランを立てたりとか、法テラスにつなげたりとか、そういったプランをつくって支援をしてあげるといような形になっています。また、金銭管理ができないよということになれば、社会福祉協議会のほうで安心サポートというのをしています、そういうサービスにつなげたりとか、そういったことをやっております。

以上です。

（金子）その効果というか、状況ということで、今のやっている結果について。お願いします。

（福祉課長）今このプランを立てて、まだ効果まではいっていないのですけれども、3人の方に対してこの支援をつなげているという形で、ちょっとまだそこまで自立まではつながっていないという現実です。

以上です。

（金子）それで、この内容ですけれども、今3件ということで、今回予算立てのときにはこれは550万ですか、結構な大きな金額になっていますけれども、3件にしては大きいかなと。ですから、今年は例えば10件とか、そういうものを目標と言ったら変ですけれども、予算立てということで、その根拠ということでちょっとお聞きします。

（福祉課長）ここの生活困窮者の自立支援事業については、自立相談支援事業とかあるのですけれども、こちらの自立相談支援事業が生活困窮者自立相談支援センターというところがあるのですが、それが社協さんで委託をしてやっているのですが、その中で相談が来て、対象者の方に話をして、家計が苦しいのだよということでそちらに事業をつなげるという形になっていますので、年間生活困窮者の相談の件数は、平成30年度で198件あります。また、令和2年の1月末現在で116件あります。その中でつなげられる方ということで、プランを今3件立てているという形になっています。

以上です。

(何事か声あり)

(福祉課長) 委託料でしていただきますので、人件費も含めてですので、この金額になっております。

以上です。

(金子) そうしますと、その3件、この方たちが自立してもらえればということで、ある程度安定した生活ができればと。それ以外の方というのは、生活保護とか、そういう流れと言ったら変ですけども、そういうふうなことにもつながるような形になってしまうのですか。もしあれでしたらこちら全員に来てもらって、研修ではないですけども、受けてもらおうとか、そういうふうな方法もあるのかなと思うのですけれども、あくまでもこれは任意で、希望でなっているとは思うのですけれども、その状況をお願いします。

(福祉課長) 生活保護につながるというか、ストップさせるような形ですので、就労支援だとか、そういったことまで全部含めてこの生活困窮の自立相談支援事業と家計改善、これがセットみたいな形で支援をしていますので、それでも改善できないということになれば、今度は生活保護のほうにつなげるという形になっています。

以上です。

(金子) そうしますと、非常にプランづくりとか、そういうのも大変かなと思うのですけれども、そうすると資格的なものとか、コーディネーターみたいな資格がある人とか、そういう専門的な方がこれに携わっているのかどうか、ちょっとお聞きします。

(福祉課長) 資格としては、社会福祉士というような方が対応していただいております。

以上です。

(金子) 次です。これで終わりではないです。

次ですけども、159ページ、159ページにつきましては、先ほど前任者のほうで手話活動支援事業ということで質問がございましたけれども、その中で登録者の方が14名の方ですか、ということで、その派遣の件数、

これ私ちょっと記憶なのですけれども、約1,000件ぐらいでしたっけ。というと、14名の方が1,000件でこういうふうに行っていると数字が出ると思うのですけれども、ちょっと私が携わった仕事の中では公的な行事とかのときにはやはり手話の方がいらっしやっているのですけれども、それで数的に言うとそんなには手話の方が横に立ってとか、いろいろここでやられている、行われているケースというのが少ないのですけれども、実際1,000件というのが実情としてあるのがちょっと私驚いたのですけれども、この状況というのは今後増えるとは思っているのですけれども、それとあとこれに関しての先ほど言ったように、同じなのですけれども、効果とか、今後の方向性ということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

件数1,000件、これはもう例年ずっとここ過去からもう1,000件を超えるものがあるのは事実でございます、内訳としましては一番多いのが医療、いわゆる病院です。病院にかかるのが全体の7割を超えております。内容的には、生活、買物ですとか、どこの場所へ行くですとか、そういったものもありますし、あとは教育、学校、塾だとか、あとは職業の職場、職場に伺うだとか、あとは行政の手続、これらを積み重ねていきますと1,000件というのが毎年上がってきております。

今後の展望、展望と言っではなんですけれども、予測なのですけれども、スマートフォン等が今普及されて、アプリ等が開発をされてきておるのですけれども、この手話の通訳者を使うのがご高齢の方といいますか、スマホが、使っはいるのですけれども、なかなか使い切れないというような方がいらっしやいます。やっぱりダイレクトに手話通訳者がいたほうがすぐさま通訳ができたり、特にお医者さんにかかるときなんか症状を言ったり、お医者さんの治療方針、それを伝えるのには手話通訳者がいいということで、今後増えていくと見込んでおります。

以上です。

（金子）ちょっと私勘違いした面もあって、約1,000件というのは公的な機関が、行政が1,000件というふうになんか認識してしまったもので、やはり個人でお願いする方もいらっしやると、あと病院とかいろんなと

ころに派遣されているということでございますね。はい、分かりました。次に、165ページ、165ページにつきましては、真ん中のところの介護職員の就職支援事業でございますけれども、やはり介護職員不足ということで大変だと思うのですけれども、この方々を支援していただけるということで、この現状ということと、あと就職先とか、あと定着率、こちらについて教えていただければと思います。

(介護保険課長) 令和元年度から始めた事業ですので、今年度の現在の状況になりますけれども、市内の介護施設へ就職した方が7名、それから就職に合わせて本市に転入した方が1名、合わせまして100万円の補助となっております。どこに就職したかといいますと、全て特別養護老人ホームへの就職になっておりまして、やはり夜勤とかあるところをこちらとしては最優先と考えていたものですから、その中で言えば特養、一番入りやすいというか、就職しやすいところだったというふうに考えております。ほとんどが、8名のうち5名が今年の4月に専門学校等を卒業された学生さんが、そのまま市内の介護施設に就職しているという形になります。

以上です。

(金子) はい、承知しました。

次に、203ページのプラネタリウムです。先ほどやはり説明がございましたけれども、何か大きい品物で、器具であると、機材であるということでございますけれども、これを移動して使われるということでございますけれども、これだけ金額的にも1,000万円ということで、非常に高価なものということでございますので、大切に使用していただければと思うのですけれども、耐用年数、どのくらいを見込んで使用されるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(こども応援課副参事) 耐用年数のほうは見込んではいなかったのですけれども、高額になるというものにつきましては、児童センターの職員が操作することを考えまして、誰でも操作が可能であるノートパソコンの使用ということを考えておりますし、金額がちょっと高いものになっております。

以上です。

（金子）移動をして使うものなので、ぶついたりして壊されると非常に後が大変だと思いますから、大切に使用していただければと思います。

次に、211ページ、これは北新宿の児童センター等の管理運営事業ということで、オープン前、2月16日ですか、落成式がありましたけれども、そのときにちょっとお邪魔したときに、クライミングウオールございました。これ市内でも初めてのところということで、大人がやるにはちょっと小さ過ぎると、でも子どもさんがやるにはとても結構勇気が要るような施設ではないかなと思うのですけれども、これに対する館内の安全体制ということで、どのようなことを考えて、どのような配置とか、職員の配置をされるのか、それをお聞きします。

（こども応援課副参事）2月の中旬に、18日から開館しておりまして、もう既にクライミングウオールのほうは使用しております。1日に利用する時間を設定しておりまして、児童センターの職員がその場で1時間立会いをしております。順番に使わないと上に乗ったりすると危ない形になりますので、1人ずつ順番に移動する形で行っております。ただ、小さいお子さんでも上手に乗っておりまして、特に事故とかは今起きておりません。

以上です。

（金子）次ですけれども、213ページですけれども、鴻巣の子どもふれあい体験活動事業につきまして、ほかのところはみんな16万2,000円というふうな状況でございますけれども、これは何か4万ぐらいちょっと多いのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

（こども応援課副参事）鴻巣の児童センターは単独館です。ほかの児童センターにつきましては、生涯学習センターと複合館になっております。ですので、複合館につきましては複合館の事業があります。鴻巣の児童センターは単独でそこだけの事業を行っておりますので、講師謝礼を少し多めに付けております。

以上です。

(金子) すみません、ちょっと戻ってしまいますけれども、169ページ。ちょっと戻って申し訳ありません。169ページの総合福祉センターのところですが、これは総合福祉センターの管理運営事業の中の委託料、2館ございますね。総合福祉センターと吹上福祉活動センターがございますけれども、金額の違いというのは単純に規模の違いとかということでしょうか。何か違う理由とかがあれば教えていただければと思います。

(福祉課長) 違いについては、建物の面積も違うということもあるのですけれども、消耗品だとか光熱水費、その辺が違いがありますので、この差になっております。

以上です。

(健康福祉部長) 総合福祉センターと吹上福祉活動センターですが、当然ですが、面積が全く違います。管理費も光熱水費含む清掃委託料であるとか、その他の委託料、植栽もございますし、そういったものも鴻巣はかなりありますので、面積もありますので、そちらでかかっているということになります。吹上は、2階部分だけなのです、管理が。下は太陽の家という障がい者施設になっておりますので、2階建てではあるのですが、上部分だけが管理されている状態ですので、金額的には差が出ます。

以上です。

(金子) はい、分かりました。

次に、183ページです。保育ステーション事業につきまして、やはりこれ前任者のほうで内容的なものをお聞きしました。私のほうでは、この金額、先ほどの利用者数、現在は7名ということで、キャパは20名ぐらいということでございますけれども、やはりいろんな人件費とか車代とかガソリン代とかいろいろ考えたらこの金額になるのかなと、妥当なのかなとは思っておりますけれども、結構大きい数字なので、単純に月当たり幾らですか、140万かかるので、そのちょっと内容、説明できる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

(保育課長) こちらの積算なのですけれども、まずバスの借上料です。

2台のバスを借り上げておりますので、バスの借上料。それから、人件費ということで、保育士の賃金だとか、運転手の賃金、それから保育補助者の賃金の人件費になります。そのほか、いろいろな保険に入っているだけとかしてしておりますので、保険代だとか光熱水費、消耗品費等を積み上げたものがこちらの金額になっております。

以上です。

(金子) こちらにつきましては、昨年並みと。これは新規でしたっけ。新規だよ。すみません。はい、分かりました。その積み上げでということ、実際おやりになるということによろしいわけですね。

(保育課長) はい、そうです。昨年並みというか、今年度から始まった事業ですので、今年度並みになっております。

以上です。

(金子) 続きまして、243ページ、健康まつりのほうですけれども、ちょっと今いろいろコロナの関係でお祭りとかいろんなイベントが中止とか延期とか厳しい状況でございますけれども、やはり健康を保つためのお祭りということでございますけれども、ぜひとも開催していただければと思うのですが、この中で健康まつりの開催事業の中でこの予算の参考資料のところの重点項目の中で書いてありますけれども、糖尿病の早期発見の受診勧奨を目的としたヘモグロビンA1cの簡易測定を実施ということで書いてございます。この簡易測定につきまして、件数とか内容とか、それを今後どう生かすか、生かし方、そのような点をお聞きしたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) こちらの糖尿病簡易検査につきましては、鴻巣市薬剤師会のほうへ委託をしております。こちら簡易検査ということで、指先に針を刺すといいますか、ちょっと自分でレバーというか、ボタンを押すと自動的に針が下りてきて、本当に血液が1滴ぐらいちょっと搾り出すような形で、その血液を使って糖尿病の指標となるヘモグロビンA1cというのを計るのですけれども、これに関しましては数字が6.0以上の方に対しまして早期受診勧奨ということで、本来であればまだ医療にかかる値ではないかと思われるのですけれども、早め

に医療にかかっていたいただきまして、重症化をする前に生活習慣を見直していただくということを目的として実施しているものでございます。

昨年11月の10日に実施をいたしました。100人を対象にこの検査を実施したところ、6.0以上の方が56名いらっしゃいました。その方に対しまして、薬剤師のほうから早めに医療機関に行ってくださいねという受診勧奨をしたところ、48名の方が行ったあるいはこれから病院に行ってみますというような回答を頂いておりますので、糖尿病を早期に発見して、予防するということでは非常に効果のある検査コーナーだというふうに捉えております。内容としては、そのような形で実施をしております。

(金子) それでは、337ページです。337ページは、学校の図書館支援事業ということで、委託料ですけれども、支援業務委託料、こちらにつきまして、この委託の体制でございましてけれども、支援される方、主に資格的なものというのはどういうふうなお考えなのか。図書館司書とか、よく資格を持っている方が図書館のほうの配置につかれる方が多いですけれども、どういうふうな基準の下に行われているのかちょっとお聞きします。

(学校支援課長) 図書館支援員につきましては、司書の資格を持っている方、また司書教諭の資格を持っている方、こういった方が7名ほどお願いをしております。各学校におきまして、館内の整備、図書選定の相談、調べ学習の資料準備等々を行っていただいております。

以上でございます。

(金子) それでは最後、363ページにつきまして、先ほど来ちょっとお話ししておりますけれども、やはりコロナの影響ということで厳しい状況でございましてけれども、文化センターとか映画館、これの管理運営ということで、ここでは言えないことなのかも分からないですけれども、コロナによる影響等を心配されますけれども、それはここには数字的にも入っていないような状況なのですけれども、予算が通ればこのまま行かれるとは思っておりますけれども、そういうものを準備というか、心構えではないですけれども、何かポイント、このまま行かれるのかどうかということです。それしか言えないです。お願いいたします。

(生涯学習課長) すみません、公民館や生涯学習センターにつきましては、貸し館業務を休止しております。文化センターにつきましては、必ず主催者側には開催するかどうかというのをよく確認をして、消毒液とかは随時用意しておいて、主催者の意見を聞きながら開催をしております。自主事業なんかは全て中止ないしは延期をしております。

以上です。

(小泉) 11ページの債務負担行為についてなのですが、令和2年のリースを機に端末の整備ということがあると思うのですが、ネットワーク面について今回の予算においてどのように検討されているのかを伺います。

(教育部副部長兼教育総務課長) ネットワーク整備に関しましては、学校内と学校外のネットワークという2点について申し上げさせていただきます。

1点目の学校内のネットワークに関しましては、国のGIGAスクール構想の補助金でございます公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用して整備をいたします。可動式学習者用パソコンを整備をし、授業での活用を目指すことから、授業で活用される教室に対して無線LANの整備をいたします。その際には、1人1台環境の導入に伴う通信料の増大に耐え得るよう留意をいたします。

2点目の学校外のネットワークに関しましては、補助事業の対象外ということであることから、本定例議会でも債務負担行為として計上しております現行のシステム更新に合わせて整備をいたします。ネットワーク形態といたしましては、各拠点をセンター側に集約してセキュリティーを担保した上で、インターネットへ接続する形で現在検討をしております。

以上です。

(小泉) それでは、ICTの導入で一番のデメリットなのですが、通信障害や停電等で電気が使えない状況に陥った際に使えなくなってしまうことだと思うのですが、このような対策は今回の予算については計上されているのでしょうか。

(教育部副部長兼教育総務課長) このICT導入におきましてデメリット、課題につきましても、当然委員がおっしゃっておりますような通信障害などが挙げられます。担当といたしましても、適宜これらの部分につきましても情報収集などを行わせていただき、引き続き調査研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(小泉) それで、アプリケーション面についての質問なのですが、ICT化をするメリットはビッグデータの活用や視覚的な教育の充実など、業務効率化等が挙げられると思うのですが、教育情報推進計画においても児童生徒、教員、保護者、行政機関、地域の人々が利用されることが想定されると思うのですが、どのように使うことがシステムなのかを伺います。

(教育部副部長兼教育総務課長) 最初に、本市の整備計画でございますが、国が示しております1人1台という教育環境が実現されることから、令和2年度にはまず債務負担行為など予算において端末の調達をし、この台数を各学校に均等に配備することはせず、令和3年度から中学校区をICT教育先駆校と位置づけて、1人1台環境の実現を現在考えております。その他の小中学校におきましては、各学校の児童数、生徒数を考慮した上で、それぞれの配備を行う予定でございます。教育委員会といたしましては、業務の効率化を図るためにも教育におけますクラウドの利用は非常に大きな可能性があると考えておるところでございます。したがって、次期のシステム更新に合わせまして、従来の庁舎内にサーバーなどを設置して利用いたしますオンプロミス方式から、クラウド基盤への移行を現在検討しているところでございます。

一方で、セキュリティーの担保をすることが非常に大切であることでございますので、例えば公務系のデータはよりセキュリティーを担保した環境に構築するなど、それぞれの扱うデータに応じた区分けが必要となることから、現時点ではクラウドの活用につきましても必須であると認識しているところでございます。同一システムの一元の管理という運用は現在難しいのではないのかなというふうに捉えておるところでございます。

ます。現時点におきましては、国の実証事業が行われている段階でもございますので、適宜情報収集などを行わせていただき、引き続き調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（小泉）ICTを利用するに当たって、先生等が利用者側にも使い方のレクチャー等が必要になってくると思うのですが、文科省からのICT支援員配置を促進する旨が出されていますけれども、本予算の中で対応があるのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）現行の機器リースにおきましても、ICT支援員につきましては各学校へ月2回程度訪問体制を整っておりますが、次期の更新時におきましても同程度の訪問体制のほうを予定をしております。一方、教育委員会といたしましては、ICT活用支援という形でICT支援員が学校へ訪問する以外の支援体制も予定をしていきたいというふうに考えております。具体的には集合研修の実態（P.89「実施」に発言訂正）、また事業の活用の提案、利活用促進の提案、またヘルプデスク設置によります迅速なサポートの窓口の設置などを考えております。また、ICT活用支援に最も求められております要件といたしましては、事業または公務における活用支援、提案ができることはもちろんのことですが、教職員が支援なしでも活用できるようなスキルが身につくような支援を求めておるところでございます。このような支援体制を設けることによりまして、将来的には教職員、児童生徒がICT機器を文房具のように日常的に活用することを今後目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

（小泉）それでは、203ページの鴻巣児童センター管理運営事業、先ほどもほかの委員からも質問があったのですが、移動型プラネタリウムについてなのなのですが、各児童センターにて移動して使うということだったので、小学校や中学校等での利用等は考えているのでしょうか。

（こども応援課副参事）今年度、令和2年度につきましては、各児童セ

ンターで保育所の園児とか幼稚園の園児ということ想定しております。

以上です。

(小泉) 3年度以降は、そのような考えももしかしたらあるかもしれないということでしょうか。

(こども応援課副参事) それぞれの児童センターにおいてプラネタリウムを投影するというので、来ていただく分には、学校に持っていくということではなくて、児童センターでの事業としては考えております。以上です。

(小泉) それでは、333ページの教科外教育推進事業についてなのですが、先ほどオリンピックのチケットを中学生に、オリンピックの観覧、まだこの新型コロナウイルスの影響でオリンピックの開催がどうなるか分からないというところなのですが、これは中学生の希望者を対象にするのか、それとも授業の一環としていくのでしょうか。

(学校支援課長) 今回中学生につきましては、サッカーの観戦を予定しております。3,000枚ほど要望したのですが、実際のところ1,611名という分配になりました。こちらにつきましては、各学校に希望を取りまして、そちらの希望者ということで引率教員の引率の下、観戦をしていただくような形となっております。

以上です。

(小泉) それは授業の一環ではなく、土日を利用して先生が引率をして、部活動のような、体系はちょっと分かりませんが、先生が引率して、土日を使ってということでしょうか。

(学校支援課長) 日時のほうがもう決められておりまして、中学生につきましては7月26日日曜日となっております。当然引率教員の引率の下ということになりますので、そういったことになるかと思えます。授業ではございません。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時25分)



(開議 午後 3 時 2 5 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(頓所) 11ページの債務負担行為の鴻巣市小中学校 I C T 環境整備業務について、るる質問、前任者からもたくさん質問があったのですけれども、ちょっと整理する上で質問をさせていただきます。まず、令和 2 年度にリースが満了するということなのですが、そこからパソコンが入るのは令和 3 年度から稼働するためというふうな話があったと思うのですが、何か空期間と言ったら変ですけれども、リース満了はいつ頃なのか。そして、そこからパソコンの用意をしていくのか、その辺をまずは聞きたいと思います。

(教育部副部長兼教育総務課長) 現在、現行の機器リースにつきましては、今年の 8 月の 31 日でリースの切れ、満了となります。しかしながら、その後の残り 9 月以降の半年間につきましては、改めて再リースという契約に努めて、令和 2 年度中はリースの対応で行わせていただきます。今回のこの債務負担行為におきまして計上させていただいている部分につきましては、一つの目途でございますけれども、令和 2 年度の 6 月頃を目指してプロポを行わせていただき、その後業者のほうの選定、後半で調達のほうをかけさせていただき、令和 3 年の 4 月に稼働という形を取っていきたいと思っております。

以上です。

(頓所) そうすると、G I G A スクール、国が示す G I G A のスクールの補助金の交付の期間って 2023 年までだったかなというふうにちょっと記憶しているのですが、そうなるとこの債務負担行為が令和 7 年度までですよね。そうすると、5 年、2023 年までに補助金の交付というのですか、それをもらうような形なのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) この G I G A スクールの構想の実現に向けてのロードマップという部分が示されております。これにつきましては、先ほど委員言われておりますように令和 5 年度までの計画の中で、それぞれの単年度、単年度に、要はそれぞれの学年を優先するよという形で、令和 2 年度、3 年度、4 年度、5 年度、この 4 か年の中で要は国

のほうで、例えば令和2年ですと小学校5年生、6年生、中学校1年、この3学年のエントリーの部分について優先で受けるよと。令和3年度におきましては、中2、中3の2学年を優先としてエントリーすると。令和4年度におきましては小学校3年生、4年生、この2学年を優先としてエントリーを認めると。最終年度の令和5年度につきましては、小学校1年生、2年生のこの2学年を優先という形でのエントリーと、このような形で4年間かけての要はロードマップのほうが示されております。

本市といたしましては、先ほど申し上げました債務負担行為でまず3人に1台分の取りそろえます部分を今回の債務負担で約3,000台を整えます。市内の小中学校、児童生徒1人1台を目指す場合には、9,000台のパソコンのほうが必要となりますので、それを差し引きますと6,000台の部分が今回のGIGAスクール構想にのっとなって国の補助金を活用しながら調達をしなければいけないという現状となります。その際に、先ほど申し上げましたように令和2年度に債務負担行為で3,000台を調達のプラス国のほうの通達が改めてきた状況がございますので、そこに要は2,000台の端末のエントリーを現在しておるところでございます。この部分については、まだ内定とか、そういった部分がまだ確定していない状況でございますが、エントリーはしているという状況でございます。この部分について、エントリー、内定が確定いたしますと、令和3年の4月のタイミングには債務負担行為の3,000台でそろえる端末とGIGAスクールでエントリーしました2,000台が調達できますので、5,000台が令和3年の4月には取りそろえるという状況となります。そのタイミングでまだ4,000台足りませんので、この部分については令和3年度中にエントリーをして、この4,000台をもう一回のエントリーで何とか4,000台がもらえるのかなというふうに認識しておるのですけれども、その4,000台をエントリーして令和4年の4月には9,000台の端末を整備が相整い、1人1台を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

(頓所) そうしますと、先ほど対象、鴻巣市の場合には中学校区で決められた学校に一括でぱんというのですか、一括で設置するということでしたけれども、国が示すその対象学年というのですか、最初の令和2年度が小学校5年と6年と今中学校1年。そうすると、対象になった、設置された小学校、中学校はいいのですけれども、そうではないところの2年、3年遅れると小学校5年がもう6年になったり、中学校行ったり、その教育を受けられないで過ぎてしまう児童生徒もいるのではないかなと思うのですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃるのか、伺います。

(教育部副部長兼教育総務課長) 先ほどロードマップで一つの例で、令和2年度におきましては小学校5年生、6年生、それから中学の1年というその3学年の端末の部分について優先してエントリーできるというお話のほうをさせていただきました。要は内定後につきましては、それぞれの市町村のほうでその指定された5年生、6年生、中1に必ずしもあてがわなくてもいいよという国のほうの通達もありますので、それはそれぞれの市町村の中で調達の整備については例えば均等にするとか、そういった部分の使い方については特段具体的に示されている部分は特にございませぬ。

現在、担当といたしましては、まずこの9,000台のうち令和2年度中に5,000台を調達をするというその過程の中で、まず先駆校という部分で、やはり一遍に先生方に9,000台を取りそろえるの、このロードマップでは実現がちょっと不可能な現状ありますけれども、先生方のやはり認識度といいますか、温度差がどうしても出てくるというようなことは懸念として、課題として挙げられる部分ございませぬので、やはり先駆校という部分を一つの小学校、中学校の一連の部分を設定をし、これらの部分でしっかりと検証していく中で、2か年の、何としてでも2か年の中で本市としては令和4年の4月を目途に整備をしていきたいなというふうに考えてございませぬ。

以上です。

(頓所) 設置される学校の現場の先生たちも、もうすごく大変だと思う

のですけれども、何を言いたいかというのと、同じ鴻巣市内の同じ学年でパソコンのICT教育をされた学年とされていない学年があって、それがもう経過的に学ばないで過ぎてしまったということをちょっと私は危惧しているものですから、その辺のところをちょっと聞かせていただきました。なるべくそういうことがないように配慮していただけないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）委員おっしゃるその部分も当然担当といたしましても認識しておるところでございますが、先駆校という一つのモデル校をやはりつくっていきたいという担当課といたしましては考えているところでございます。そこ一つの今概算をつくっている部分の中で、小学校が例えば3校ないし4校、そこに要はその上に中学校という一つの学校がございます。その中学校区を考えた場合に、大体1,800台から2,000台の台数が1人1台という部分が想定されます。これが5,000台という部分がそろいますと、残り3,000台がそれぞれの27校からその一つの中学校区を外した部分で当然均等になってくるという部分がございますが、あくまでも目算でございますけれども、大体3クラスから4クラス分ぐらい、1クラス40台という数え方をさせていただいて、大体3クラスから4クラスぐらいはそれぞれの学校に均等に配布できるような形になるのかなという推測をさせていただいているところでございます。

（頓所）続きまして、161ページの障がい者基幹相談支援センター運営事業についてなのですが、しゃろ一むと夢の実というふうにお伺いしまして、その設置場所というのは2か所で分かれてやるというのか、どちらかが中心になって、どのように進めていくのか、お伺いいたします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

設置場所ですけれども、現在鴻巣市には夢の実、エルミの中に入っていますけれども、そこに1か所、もう一か所が北本市の駅前にしゃろ一むというのがございます。この基幹相談センターは、北本市と共同で、共同委託ということで2か所に分散して行うということになっておりま

す。鴻巣市のほうが主に精神、北本市のほうが身体障がいと知的障がいというのが主な分け方となっておりますけれども、基幹相談センターですので、まずは1つという観点で行います。

以上です。

（頓所）続きまして、175ページの要保護児童対策事業についてなのですが、これ子ども家庭総合支援の拠点として整備をするということだったと思うのですが、具体的に場所と職員配置はどのようになっているのか伺いたします。

（子育て支援課長）まず、支援拠点につきましては、これは機能の拡充というか、機能を拡大していくということでございますので、場所については今児童相談もしている子育て支援課の場所になるのかなというふうに考えております。人員配置なのですが、今回国のほうで細かく人員配置が示されました。その中では、鴻巣の児童人口ですと、まず子ども家庭支援員ということで常時2人、虐待対応専門員として常時1人です。それぞれ資格が必要でございまして、社会福祉士、保健師、保育士等の資格を有する者を配置する必要がございます。

以上でございます。

（頓所）続きまして、223ページの予防接種事業についてなのですが、これを見ますと令和2年の4月から不活化ポリオワクチンの5回目を行政措置の予防接種として費用を助成するということがあったのです。これは幾らで、どのくらいを助成するのか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）不活化ポリオ5回目の予防接種になります。こちらにつきましては、自己負担5,000円を市民の方からいただきまして、そのほかの6,902円、こちらにつきましては市のほうで負担をさせていただき予定でございます。ですので、1回の接種にかかる費用としては1万1,902円というふうになっております。

以上でございます。

（頓所）これは、免疫力ではないけれども、それが薄くなってくるから任意でやるということですか。という解釈でいいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）不活化ポリオワクチンについまし

ては、4種混合の中で既に4回実施をしております。しかしながら、就学前に免疫力が落ちてしまうというようなことが分かりまして、医師会のほうからぜひ鴻巣市で取り入れてもらえないかというような要望を頂きました。そこで、抗体価が下がる時期にもう一回、5回目を接種するというので、抗体価をより上げていくということで、ポリオにかかりにくくするために導入をすることといたしました。

（頓所）ぜひ県内初の事業ですので、そういう有効性があるということで周知をしていただきたいなと思っているのですが、その辺の周知の方法についてはいかがでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）まず、対象となる方に周知をすることをまず考えております。MRワクチン、麻疹、風疹のワクチンと対象年齢が重なりますので、個別通知で令和2年の4月1日から始まりますということをまず個別で通知をさせていただくと同時に、広報でも周知をさせていただくようなことを考えております。

以上でございます。

（頓所）続きまして、227ページの自殺対策事業なのですけれども、平成29年度では20校がこの講座というのですか、対策についての講習会があったりいたしまして、30年度は9校、元年度は6校、2年は7校。何か29年度はたくさんの学校で実施をされたのですけれども、その後年々少なくなっていくような気がするのですが、その辺はどのように考えられているのか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）29年度につきましては、自殺対策の計画を策定した年でございます。その際、国から10分の10の補助金をいただきまして、まずは命の授業を広く実施をすることで、どのような成果が見られるか。すぐには出ないと思うのですけれども、お子さんたちに対してどのような影響を与えるか、どのように印象を持ってもらえるかということで20校を実施させていただいたところです。計画の中では義務教育の中で1回は授業を受けるように段取りを組んで学校のほうに実施をしていただいているところでございます。ですので、近年ですと6校から7校ということで推移はしておりますが、できる限りこの学

校数は保ちながら、授業数を確保する中でお忙しいとは思いますが、続けて継続して実施をしていきたいというふうに考えております。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 4 5 分)



(開議 午後 3 時 4 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(教育部副部長兼教育総務課長) 申し訳ありません。先ほど小泉委員のご質問の中で、ICTの債務負担のところではアプリケーションの面のご質問の再質問のところでは1点訂正のほどお願いいたします。本来集合研修の実施と言うべきところを実態と言ってしまいました。申し訳ございません。研修の実施に訂正のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言につきまして、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

一通りの質疑が終わりましたので、これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) では、反対討論いたします。

一番は、教育の問題でございます。今卒業式が終わり、入学式これからという、そういった時期でございます。子どもたち一人一人に行き届いた教育を行っていくべき行政であってほしいという願いです。本市においては、2015年8月から2017年8月まで小中学校規模適正配置の審議会6回開催されて審議がされています。その後、2018年11月より2019年6月まで笠原小学校通学区域の弾力化について審議会が審議が行われました。この審議会の答申に基づいての新年度の予算ということでございました。その中で今年度の末、1月、2月ぐらいから当該の笠原小学校の

新入学児童の保護者宛てへの、これは保護者からの相談ではなく、教育委員会からのいわゆる勧誘ではありませんが、連絡、確認の作業があったと。それによって新入学児童が笠原小には一人もいなくなった。そういった中で、笠原小は新年度を迎えます。1年生が誰もいないという、また本来笠原小に入学を予定されていた方の兄弟が上にいるということも聞いております。弟が入るかどうか、子どもたちにとってはとても大きな問題だと思います。これは当該の児童、保護者だけの問題ではなく、その小学校の全児童にやはり心を揺さぶるような出来事だったのではないかと私は考えております。

そういった中で新年度予算、新たな通学の懇話会、通学区域の懇話会でしょうか。そういったものが予算として入れられているということ、そしてそれは今後は笠原小だけではなく、全小中学校、特に中学校を見据えた通学区域や小学校、中学校の在り方を今後全市的に考えていくのだという最初のものだと思います。そういった予算を編成するということが自体が私は鴻巣市の地域の分断に当たると思います。本来行政は、市民の暮らし、安全、そして教育、次代を担う子どもたちの教育にしっかりと向き合っていく予算であってほしい。そういった思いから、本予算案には反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第24号 令和2年度度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 0 分)



(開議 午後 4 時 0 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) そうしますと、今回の補正予算で保険給付費準備金の基金の繰入れを取り崩したということ……

(減額。減らしていますの声あり)

(諏訪) 減らしている。減らしました。そうしますと、この基金残高というのは、この時点で幾らあるのでしょうか。

(介護保険課長) 30年度末の基金残高が、棒読みさせていただきます。563,350,357円でございます。9月の補正で基金の積立金を65,616,143円積立てを補正をお願いしております。今回の基金の利子が正確な数字で2,716,794円でございます。それで、今回のこの減額をご承認いただけました場合の基金の取崩し額が154,535,000円でございます。これを差引きを全部いたしますと、今年度末の基金残高の予定が477,148,294円となります。

以上です。

(諏訪) 4億七千七百……

(何事か声あり)

(介護保険課長) 4億7,714万8,294円。477,148,294でございます。

(諏訪) 今年度末ですよ。

(介護保険課長) はい。

(諏訪) そうしますと、この基金残高4億7,700万円少しは新年度の予算の中に……ごめんなさい。どこに明記されているのでしょうか。

(介護保険課長) 予算のほうにも行ってしまいますが、委員さんの皆さんに歳入予算、歳出予算の概要、A3の紙をお渡ししていると思うのですが、この歳入のほうで令和2年度の基金の取崩し額が出てきます。これが下のほうから言ったほうが良いと思うのですが、基金繰入金というところが令和2年度の予算額で354,577という数字、これが今令和2年度の基金を取り崩す予定の額。

(何事か声あり)

(介護保険課長) そうですか。3億5,457万7,000円になります。ですので、このままでいくと令和2年度末の基金残高は1億2,200万前後になるだろうと考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第21号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 一通りの説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) ちょっと1点だけお聞きします。

総務費の中の介護認定審査会等介護認定調査費というのが先ほど説明の中で、その回数が少なくなるというふうな予定の中で減額になっているということなのですが、これからその対象者というか、そういう認定をしなければならないというか、そういう申請が上がってくる方が多くなるのが今までよりはあるかと思うのですが、どういったことでこの回数が少なくなるのかを伺います。

(介護保険課長) 介護認定の更新につきましては、従来1年で更新、または2年で更新ということになっておりました。これが令和元年度から3年更新という制度が始まりました。ですので、3年の更新、つまり来年、2年度のときに更新すべきだった方が状況によっては3年、もう一年先まで更新しなくても済む方がいらっしゃいます。それから、簡素化という言い方をするのですけれども、介護5とか重たい方で、もう審査会にかけるまでもなく変わらないでしょうという方に関しては簡素化というやり方で、そのまま継続していきましようという方も出てきております。このようなことを踏まえまして、認定審査関係に関しましては費用を減額させていただいております。

以上です。

(加藤) 介護5の方は、なかなかそれ以下のこの介護4とかになってくるといことは、よほどの病的なことでのそういうことでリハビリされたりとかで、そういうふうによくなるということはあるかもしれないのですが、5となると相当のやはり重度の方というふうに思うので、5の方はいいのですけれども、もっと1とか2から4までの、4の方もかなりそれなりの方と思うのですが、もっと1から3ぐらいの方でといったときに、いろんなことの努力の中でもっと軽度というか、2になるとか何かということが可能性あると思うのですけれども、やっぱり1年とかであればその様子というのは分かるでしょうけれども、2年とかって過

ぎていった中で、それが再認定しなくてよいのか悪いのかということはちょっと分からないのですが、そういう変化があることによって、もしかしたら困ってくる方もいらっしゃるのかなと思うのですけれども、その辺どのように見ていただけますか。

（介護保険課長）介護保険の認定に関しましては、新規と更新のほかに区分変更という制度もございます。あくまでも変化がなさそうな方に関しては3年の更新ということができますけれども、体調によっては軽くなる、重くなるという方に関しましては、区分変更申請をしていただければ随時介護度の認定審査を行いますので、そのような方はその区分変更の申請をしていただければと考えておりますので、全ての方がずれていくというようなことではないと考えています。

以上です。

（加藤）では、その申請をするというのは、ご家族の方、本人がということ余りないのかもしれませんが、それでは自主的にそういう申請をしていくということですか。ケアマネの方とか何か時々に行かれるでしょうけれども、そういうところで様子を見た中で、この方にとってはやはり申請し直したほうがいいって、ケアマネのほうからそういう依頼があるのでしょうか。

（介護保険課長）家族の方より、やはりケアマネジャーは介護サービスに関する全てのプランとかをつくっておりますので、当然ケアマネジャーにはアドバイスをしてもらおうということで考えております。そのためにケアマネジャーの資質向上のための研修等も考えておりますので、ケアマネジャーに積極的にその辺は関与していただければと考えています。

以上です。

（加藤）この認定者の人数なのですけれども、ここに表示されていますよね、歳入のほうの資料の中に。やはり毎年、これは今現在というか、今年度の調査、ここに令和元年の10月ということになってはいますが、昨年に比較した中で人数的にはどういうふうな感じになっていますか。

(介護保険課長) 認定者につきましては、平成30年の10月末の時点で第1号被保険者で4,262名、この資料で言う平成31年10月末現在で4,259名でございます。新規の認定そのものは毎年増えているのですが、ここ数年横ばいというか、認定者総数としては余り増えてはいない現状になっております。

以上です。

(加藤) 総数として増えていないということは、亡くなる方もいらっしゃるという、そういう実態なのではないでしょうか。

それと、今鴻巣市内にはかなり特養とかが、ほかのところはよく分かりませんが、意外とこの市内にしては多くある地域なのかなというふうに思うのですが、それでもなおかつ待機者というか、そういう方、あとは今要介護3からでないとは基本的には入れないような形になっているではないですか。でも、やはり家庭の事情とかいろいろの中で、要介護3にならなくてもどこかのところに入所しているとかいう、そういう実態というのがありますか。

(介護保険課長) まず、待機者の数の関係なのでございますけれども、今年度ちょっと調査させていただいた結果、待機者そのものはやはり百数十名いらっしゃるのですけれども、鴻巣市民の方が予約をしまして、その方たちが2年、3年と待機の状態になるかということ、全ての特養に調査をしたのですけれども、1年以内には全ての方が入所しているのです。ですので、待機者は百数十名いますけれども、その方は全て新しく入れ替わっているということで、市民の方は1年ぐらい我慢すればほとんどの方が希望していれば特別養護老人ホームに入っていられるというようになります。

それからもう一つ、要介護1、2の方に関しましては、おのおのの特養の判定委員会のほうになるのですけれども、やむなしという判定が出てくれば、その施設から当課のほうにこの方はこういう事情で待機者のほうというか、入所のほうに入れる準備をしておりますという、上げるようになっておりますので、その中で把握をしている方たちではやむなしという方もいらっしゃるのです、入れる方もいらっしゃるかと考えておりま

す。

以上です。

（橋本）すみません、ちょっと認定のことにに関して、やっぱり2と3の認定の違いって、例えば特養に入れる、入れないって、大変厳しいと思うのですけれども、この判定する基準、判定する方のばらつきとか、そういうのってどういうふうに判断をしているのでしょうか。

（介護保険課長）介護の認定につきましては、直接の第1審査のところではチェックリストという形で調査をしておきます。ですので、これが例えば立ち上がりができるとか、一人で歩けるとかというチェックをかけているという形になりますので、調査員の私的な感覚が入る部分は余り多くはないだろうと考えています。実際にはそれを基にコンピュータ判定をかけまして、その結果を基に主治医の意見書等を加えて介護認定審査会の中で、その結果で大丈夫かどうかを再度審査していただきまして、介護度を決定しておりますので、現状として不適切というのはおかしいですね。適切ではない介護度が出る状態はほぼないと考えております。

以上です。

（橋本）ここの要介護2でもやむなしというのがあるのですけれども、やむなしってどういう状況のことをやむなしというの。

（介護保険課長）これが介護度の面白いところなのですけれども、体が結構動けたりすると、つまり介護の手間なので、介護度というのは。動けたりすると介護が低く出たりするのです。つまり認知症がひどいのですけれども、動けたりすると2とか3の状態だったりする場合がございます。逆に、もっとひどい話ですと寝たきりだとやはりそれなりに介護の手間がかからないので、これも高い介護度が出なかつたりする場合がございます。そういう中で家庭の状況、つまり家族がもう介護2のような状態でも認知症がひどくて面倒はもう見られませんとか、実は寝たきりみたいな状態なので、介護の2なのですけれども、つまりある程度何とかなるのだけれども、家族の面倒が見られないとか、そのようなものを各特養が判定をしまして、この方たちは家庭で在宅での介護サービス

での生活は無理だというふうに上がった場合には、そのようなやむなしという意見をつけて当課のほうに上がってきますので、それでこの方たちを入れることに関しては介護保険課としてはやむなしというふうに考えるというふうになっております。

以上です。

（橋本）ということは、大きくは家庭の事情がということで理解してよろしいでしょうか。

（介護保険課長）おおよそそのような事情の方が多いです。あとは独居とか、そういう方になります。

以上です。

（橋本）最後に、権利擁護事業というのがありましたけれども、これって高齢者の権利擁護、尊厳ある生活とか書いてありますけれども、これってどういう事業なのでしょうか。

（介護保険課長）これは、地域包括支援センターに委託して実施しているものなのでございますけれども、文字どおり高齢者の権利を守る、つまり例えば高齢者の虐待問題に早期に介入するとか、それから高齢者がその家庭内で適切な介護サービスが受けていないというふうに包括が判断するとか、そういうようなところをチェックかけてもらって、適切に介護サービスにつなげる。または当市の福祉課のほうにもなるのですが、福祉課のほうでの高齢者虐待と一緒にやっていただくとか、そのような事業を展開していくものでございます。

以上です。

（橋本）実際そういった例がかなりあるのでしょうか。

（介護保険課長）虐待の案件につきましては、残念ながら年に数件はやはり出てきます。

以上です。

（諏訪）では、介護保険の予算に質問をいたします。

すみません、通告を間違ってお出してしまっていて、今前任者のほうの質問にもございましたけれども、まず介護認定なのですが、一番は職員の処遇が変わります、新年度から。今まで任期付職員であったり、臨

時職員であった介護認定調査員が予算書においても会計年度任用職員の報酬に変わっておりまして、この金額を見まして、まず介護認定の審査員の任用職員、また認定訪問調査員の会計年度の職員、この予算上で何人の方、それぞれの予定でしょうか。

(介護保険課長) 介護の認定調査につきましては、会計年度任用職員はほとんどおりませんで、任期付職員がやっております。任期付職員というのは、職員でございますので、ここの費用には計上されておられません。この会計年度任用職員というのは、ほとんどが今で言う審査会等を受け持ってもらっている臨時職員の賃金と、それから2名ほど今いるのですけれども、任期付職員では埋め切れない認定調査をやる臨時職員さんがいるので、その費用をここに計上しているものでございます。ですので、任期付職員が新規の認定調査をほぼ行っておりますので、その調査に関しては問題はございません。

以上です。

(諏訪) そういたしますと、ただいまこの523ページの会計年度任用職員報酬、これは審査委員、審査会のほうですね。また、訪問調査の会計年度任用職員というのは、今まで任期付職員さんや職員さんで賄い切れなかった臨時の職員の方々が任期付になったということでしょうか。

(介護保険課長) この会計年度任用職員というのは、今までの臨時職員賃金と同じと考えていただければと思うのですが、上の認定審査事業での会計年度任用職員というのが認定審査のところで手伝ってもらっていますアルバイトさん、3人分の費用になります。

それから、認定訪問調査事業のほうで任期付職員ではない、臨時職員で介護の認定調査を行っていた臨時職員が2名おりましたので、その方たちの費用をそのまま新年度も載せているものでございます。

以上です。

(諏訪) そういたしますと、実際に今認定調査の質問が出ておりましたけれども、実際にこの会計年度任用職員の2名の方と、それから任期付職員の何名の方で要するに認定調査に出かけているのかです。

(介護保険課長) 任期付職員が5名、会計年度任用職員が2名で現在新

規の認定調査に伺っております。

以上です。

（諏訪）新規だけを職員の方が行っているということでございますが、あとは委託で、例えば施設のケアマネジャーに委託をして行っているという、こういうことでよろしいのでしょうか。その件数の見合いはどうでしょうか。委託をする件数、また新規で扱う件数のそれぞれをお願いいたします。

（介護保険課長）30年度の実績でございますけれども、更新と区分変更で合わせて2,730になります。これが委託。大抵は居宅介護支援事業所をお願いをしているのですけれども、ケアマネの事業所ですが、そちらで委託をするもの。新規のものが1,022件というのが平成30年度の実績になります。今年度が今途中までですけれども、新規が1,089、更新と区分変更というのが合わせて2,847という数字になっております。

以上です。

（諏訪）そういたしますと、新年度からは更新作業が今まで1年から2年で行っていたものが3年まで延びることになりますと、この委託業務の委託の件数が減って、新規に関しては今も、30年、それから令和元年で若干伸びていますので、新規の分に関してはそれほど件数的には大きく変化がないと見込んでいるということでしょうか。

（介護保険課長）諏訪委員さんのおっしゃるとおりで、新規に関しては増える傾向であるというふうには考えております。この予算上の予測で1,150で見込んでおります。それ以外はやはり減るというふうに見ておりますので、審査会の回数とか委託料は減るというふうには考えております。以上です。

（諏訪）そういたしますと、一応介護保険法では介護の審査の申請をしてからおおむね1か月で認定結果を出すということになっておりますけれども、新規に関しては今までどおり、今までより若干件数的には増えるということと、人数的にはその処理をする人数は大きく変わりませんので、そこが現在認定までの日にちがおおむね1か月で済んでいるのか

どうかも含めてなのですが、今後認定結果が出るまでの日にちに大きくずれがないかということと、逆に更新が減るわけですから、新規の件数を若干委託する予定があるのかどうかを伺います。

(介護保険課長) 審査会までの日数に関しましては、確かに調査そのものは大体2週間から3週間ぐらいでできるのですが、一番肝心な主治医意見書が出てこないことが多くございまして、実情としては1か月で審査会にかけるのは非常に難しくなっております。ここは別の部分の要因でございしますので、調査そのものは大丈夫と考えています。それから、更新の部分の認定調査なのですけれども、やはりこれは今の任期付職員にはやっていただかないで、やはり全て委託で賄いたいと考えております。

以上です。

(諏訪) 実は先ほど特養の入所の要件が介護保険で変わりました、介護度3以上というのが原則になっていますが、実は特養に入所している介護度3の方が、更新の結果が全く介護度が出ないという状況がありまして、そういった状況で、結果的には特養を出ました、その方は。ただ、状态的に、では大きく介護3の人が全く介護が必要ないという状態になったかということ、決してそうではないように外観からは思われるのです。こういったことというのはよくあることなんでしょうか。介護3で特養に入所を何年もしていた方が、特養を出なければならぬ状態になってしまったということがケース的にありますでしょうか。

(介護保険課長) 個々の話としては、余りそういう話は聞いたことはございません。実際の話、先ほどお話をしましたとおり、要介護1でも家庭事情によって、状態によっては特養側で引き受けてくれることがございます。そう考えますと、要介護1も出なくなるということは、介護保険課的には非常に喜ばしいことだろうとは思いますが、介護が出なくなるわけですから。そういう部分では在宅で暮らせるぐらいよくなっているわけですから、費用もかからないということにもなりますので、決して悲観することではないだろうというふうには思います。それは別の意見ですけれども、とりあえずそこまで出なければいけないという話とい

うのは実際には上がってきた記憶は……ちょっとあるということなのであったのかもしれないですが、私のほうにちょっと報告は上がっておりません。

以上です。

（諏訪）では、特養施設、先ほど1年で大体入所ができていますと、これは昨年私確認させていただきましたが、その特養なのですが、現在9施設あるのでしょうか、鴻巣市内で。令和3年度、4年の4月開設予定ということで、新たに100床の特養が昨年末に県で認可されています。そうしますと、大分特養の数が増えるのですけれども、鴻巣市の特養の計画というのはたしか平成33年度までに50床という計画だったと思うのです。その計画の2倍の特養になるということで、市としてはどんなお考えであったのかを伺います。

（介護保険課長）確かに市のほうの計画、第7期では令和2年度までで50床という計画を予定しておりました、あればの話でしたけれども。今回100床の計画の相談が来まして、その中身が多床室と言われる、従来型多床室という特別養護老人ホームを100床で造りたいのだという話だったのです。従来型というのは、今の特養はユニット型という言い方をするのですけれども、個室、プライバシーの保護は非常に優れているのですが、やはり入れる費用というのが高い。それに対して従来型多床室は、多少プライバシーに関しては制限ございますけれども、かかる費用が安いということが1点。それに伴いましてうちの計画でいう50床はユニット型、つまりある程度費用がかかる部分として計画をつくっておりましたのが多床室ということなので、ボリューム的にもう少し膨らませても介護保険料への影響は少ないだろうと。

それから、もう一つの問題として、特別養護老人ホームでございますので、100床全部が鴻巣市民が入るということはまず考えられません。他市からの転入というか、他市の被保険者が入ってくることも考えられます。そのようなことを踏まえまして、市としては多床室、低所得の人でも使える特養が増えるのであれば、そのもう一個増えるということでも問題はないだろうという判断の下、埼玉県の方に整備支障なしという回答

を送っているところでございます。

以上です。

（諏訪）今回の特養、新設の100床なのですけれども、設置する場所なのですけれども、場所が安養寺でございます。特養の配置されている場所が結構固まっているのではないかなという気がするのですけれども、その設置場所について、鴻巣市としては例えば吹上のこの地域だね、川里にもう一つだねというような、そういった計画というのは持たなかったのでしょうか。

（介護保険課長）7期までの計画で、本市では介護サービスの事業所の場所指定まではやっていないのです。ボリュームに関しては、予測をつけて計画の中に載せていたのですけれども、場所指定をしておりませんでした。ですので、今回の件に関しましても、確かに委員ご指摘のとおり地域バランスは余りよくはないのですけれども、先ほどお話をしましたとおり特別養護老人ホームでございますので、この地域になればいけないというものでもないというふうに市側としては考えまして、利用する人が、家族も車でも行けることでしょうかから、その部分での整備、場所を余り細かく要求するよりは造ったほうがいいたろうという判断の下に進めているところでございます。

以上です。

（委員長）諏訪委員、あとちょっとまとめてください。

（諏訪）特養を造る上での要件として、土地を購入しての建設なのか、それとも土地が借地であっても建てる、建設をすること、こういったことの要件の縛りというのではないのでしょうか。

（介護保険課長）詳細につきましては、埼玉県が指導するものでございますので、市としてはあくまでも特養ができるかできないかではなくて、特養を造ることに関して支障あるかなしかを県から聞かれているものでございます。ただ、埼玉県に確認したところ、やはり土地そのもの、建物そのものが余り存在が不安定という言い方はちょっと極端なのですが、例えば毎年更新する借地とかというのは当然だめだよというふうな指導をしているというふうには聞いておりますので、その土地の使用状

況に関しましても埼玉県がオーケーをしておりますので、問題はないというふうに考えております。

以上です。

(織田) 歳入からちょっとお聞きしたいのですけれども、介護保険料が20億6,396万、これって何人分の保険料かって、人数は分かりますか。

(介護保険課長) 右の説明欄のところにあるのですけれども……

(織田) これがそうなのだ。

(介護保険課長) はい。第1号被保険者3万4,443人でこの保険料を、その中での段階別の計算は計画値の中で割り振っているところがございますけれども、この数字の中でつくっております。ここで。

(織田) すみません、勘違いしました。これそうなのですね。

(介護保険課長) はい。

(織田) 現在、その介護保険を使っている方の人数というのは分かりますか。利用者。これも出ています。

(介護保険課長) それが、使っているだけではないのですけれども、認定者としてはこの7番の認定状況ということで4,387名、この方たちが使える権利があるという言い方です。実際の話と言いますと、約3,900名ぐらいが介護保険を使っていらっしゃいますので、1割弱の方は認定の資格は持っていますけれども、介護保険使っていないという方も現実にはいらっしゃいます。

以上です。

(織田) そうすると、何が言いたいかといいますと、これだけの保険を払ってくれた方が、これだけの方の介護をサポートしているということなのですよね。その中にはその介護費用に係るものだけではなくて、そこから県とか国とかから支出金が出ていて、それで結局介護しているこの3,900の方を補っている介護保険という仕組みなのですよね。それで、何を言いたいかといいますと、それはよく分かっているのです。ただ、介護保険を若いうちから払いますよね、私たち。それで、介護を一回も受けずに亡くなる方いますよね。それは、介護を受ける方のために一生お金を払って、結局自分は使わずにいつてしまうわけですよね。だ

から、私いつも思うのは、介護保険を20年間払って、一回も介護を使わなかった方に何かしらお礼で市から、いつも私言うのですけれども、使っていないからありがとうねって、これからも使わないで頑張っってねという意味で、物が無理だったら表彰状でもいいので、よく銀婚式とか長くいらっしゃるから市から市長さんが表彰状とか渡してくれるではないですか、百歳とか、長く長生きしていたご夫婦とかに。

そういった形で頑張っって介護保険を払ってくれたよねという何か、使えばいいのでしょうけれども、使わないほうが一番いいわけではないですか、介護されないように元気で死んでしまうほうが。そういう方に何か頑張っったねというものを、実際私は福島市出身なのですけれども、福島市ではやっているのです。母なんか、何か歯磨きセットをもらったとか、本当に消耗品なのですが、サランラップの詰め合わせをもらったとか、だから頑張らなくてはって、88ですけれども、今うちに来ておりますけれども、頑張っっております。何で鴻巣はそういうことやらないのって聞かれたので、前にもちょっと一般質問したことあるのですけれども、ちょっと何か余り重要に扱われなかったのですが、そういうお考えは鴻巣市にはないのでしょうか。

（介護保険課長）介護保険という保険制度でございますので、相互扶助という考え方からいうと、使わないことがある意味当たり前というのはおかしいのですけれども、それもやむなしなのではないかなと。全ての保険がやはり支える精神でやっておりますので、それは民間の保険も同じ理屈だろうと思うのです。ですので、唯一保険料を納めている方に対しての我々ができることという、この3款で地域支援事業の中に一般介護予防事業というのがございます。ここで介護予防のいろいろな事業を展開しております。体操教室であったりとか、それから先ほど言いました来年度からボランティアポイントということで、ボランティアやったらポイントを与えます。ポイントをためたら現金に換えてあげますというのもやり始めておりますので、その部分で介護予防に努めていただくということで、それからそういう事業もやっておりますので、そこを利用していただくということで納めた保険料に対する対価というふうに

考えていただければと思っております。

以上です。

（織田）ボランティアポイントすごくいいと思います、元気に歩ける人は。だけれども、何かうちの中に、やっぱり元気だけれども、余り足が弱くなったとあって、介護1まではいかないけれども、でも何か自分でできてしまうという人いるではないですか。そういう人のためにも何か今後考えていただければ、何か皆さん頑張るかなと思うのですが、介護保険を使わずに、保険料だけ納めてくれて、元気で長生きしてくれた、ありがとうみたいなものが何か欲しいなと思うのですが。

（介護保険課長）ちょっとこれは考え方になってしまうのですが、ご自宅でしか動けないという状態なのであれば、やはりそれは介護保険を使わない、我慢するのではなくて、私的には使っていたきたいなと思うのです。それで、サービスで普通の通常の暮らしをしていただきたい。あくまでもそうではない、本当に動ける方たちは介護予防のいろんな運動とか、そういうのに参加していただければということで、介護保険を我慢する方向はやはり不適切ではないのかなというふうには考えております。

以上です。

（織田）多分我慢しているのではなくて、自分のことは自分でできる。歩くこともできるけれども、長く歩けないというのがある、疲れてしまって、休み休みなら。そのような段階の人は、何かとでも、介護保険は使わないけれども、頑張っていますよってところで、何かというのを将来考えていただければありがたいと思います。どうでしょうか。

（介護保険課長）ちょっとそれは別の事業という考え方にもなるのですが、そういう虚弱系の方たちを対象とした新たな事業というのは実は国のほうで、これは後期高齢医療が中心になるのですけれども、そういうものをやろうというふうに考えておりますので、やはり予防まではいかないですが、フレイル対策という別の事業が今後起こってきますので、そこを利用していただくということで、ご褒美というよりはそういう事業で自分の体を維持していくのが重要ではないかなと考えます。

以上です。

(加藤) ちょっと見落としていたので、今ちょうど課長さんのほうから出たのですが、ボランティアポイントの件なのですけれども、高齢者ボランティア活動を行うとポイントを付与ということなのですけれども、では例えばどういうふうにそれ、どこかに登録をして、どのぐらいの量をやったらそれにポイントに応じてということなのですけれども、どんなふうなことでのこの登録というか、だって今までもいろんなことやっていらっしゃる方いらっしゃると思うのです。今までのことにポイントつけるということはないと思うのですが、ちょっと内容を教えてください。

(介護保険課長) 今このボランティアポイントの設定で考えていますのは、登録は社会福祉協議会にお願いしたいと考えております。ボランティアの場所に関しましては、まだちょっと間口を広げるのが難しいので、介護保険施設でのボランティアに限定しようと考えております。例えば特別養護老人ホーム、老健、それからデイサービスなんか、それから市がお願いしている、先ほどお話をしましたサロンであるとか体操、それからのすっこ体操なんかのボランティアか、このようなもの、要はボランティアをやったというのを誰かが確認して、やったよねという判こを押してもらいたいと思っておりますので、それが確認取りあえずは取れるボランティアを今考えておりました、その方たちに、そういうことをやった方たちに1時間につき1ポイントを付与すると。1年間最大で50ポイントまでと考えております。50ポイントまでためた場合に、5,000円の交付金をお渡しするという、そのような設計で、令和2年度の早い時期から社協と話を今詰めておりますので、進めていければと考えております。

以上です。

(加藤) では、その内容は、今特養にとかデイサービスのお手伝いとかサロンとかシニア体操とか、シニアではなくて何でしたっけ。

(のすっこ体操の声あり)

(加藤) のすっこ体操とかですけれども、それというのはきちんとした何かそういうもののあるところでのそういうボランティアですよ、結

果的には。それが誰がそのポイントの、そこでいた中で、では例えばのすっこ体操をやっている。行った、行ったではだめなのですよ。そこで何か指導者ではないけれども、その人たちに、中心になって何かやった、その人たち、その人ですよ。みんな来た人にポイント上げるわけではありませんよね。あと、特養とか介護保険施設とかというのは、そこでそういうところにそういうお願いしておけば分かるでしょうけれども、でもその何か見極めというのが結構難しいかなと思うのですが、その辺は余りあれですか。

(介護保険課長) まず、のすっこ体操に関しては市の職員も一緒に行きますので、そこで確認は取れると考えています。それから、サロンやシニア体操に関しましては、介護予防リーダーと言われるボランティアのリーダーの方を市のほうでお願いしている方がいらっしゃいます。この方たちを信頼しまして、スタンプを貸し与えて、来たら押してくださいねというふうに進めていこうと考えています。それから、介護施設に関しましては施設のほうにスタンプを渡してしまって、施設のほうで信頼してボランティアさんが来たら押してくださいねというふうにと考えています。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 0 9 分)

(開議 午後 5 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(小泉) 先ほどのシニアボランティアポイントなのですが、シニアボランティアポイントに関してちょっと付随して質問したいのですが、介護を1時間したら1ポイント、手伝いをしたらというような解釈ですか。

(はいの声あり)

(小泉) そうすると、私も介護のあれがちょっと分からないのですが、介護に付きっきりになってしまうと1年で50ポイントだとすぐた

まってしまうような感じがするのですけれども、そうするとまた次にもうそれで50ポイントたまったら終わりなのか、ボランティアさんはずっと続けてくれていると思うのですけれども、その辺はちょっとどうなのかなというのが。

（介護保険課長）委員さんのおっしゃるとおり、50ポイントで週に何回もボランティアに行っていらっしゃる方は多分すぐに50ポイントたまってしまうとおっしゃいます。先進市に幾つか見に行っているのですけれども、結局はこれはボランティアをやるためのインセンティブという考え方で、やはりやっていただくというのが重要なので、実際の話言うとほとんどの方がポイントを超えてずっとボランティアを続けていただいております。ですので、あくまでもこの5,000円の交付金というのはおまけというふうに捉えていただいて大丈夫だと思います。ボランティアの方たちに幾人か相手として、なぜ5,000円になったかということ、現金以外のことも考えたのですが、やはり皆さん自動車のガソリン代でもいいから幾らかでも補助が欲しいという、それくらいの考え方だったので、ではこのポイントで5,000円ぐらいでいきましょうということ、もう一つは全県的にもほぼ同一の金額で実施しておりますので、そういうことで数字でやってみたいと考えています。

以上です。

（小泉）あとほかに、行く行く何かほかのボランティアについてもポイントを付与してというのは今考えられるかどうか、ちょっとそこを1点伺います。

（介護保険課長）まだ始まっていないので、本市としてはこれをうまく軌道に乗せたいと考えておりますが、例えば東松山なんかですと学童とか、そういうもののボランティア、要は管理を誰か証明ができるところ、そういうボランティアに拡大するというような話は聞いておりますので、高齢者がどこかにボランティアをやっていただければ介護予防につながると考えていますので、そういうのがうまくいくようであれば将来的にはそういうのも視野には入るかなとは考えています。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 1 1 分)



(開議 午後 5 時 1 1 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(頓所) それでは、歳出のほうの総務費の介護認定調査費なのですが、けれども、先ほど介護保険の認定の期間が1年か2年だったものが3年、それで審査会の件数が減ったということなのですが、介護度5の場合には3年でもいいと思うのです。例えば1とか2とか3とか4とか、その辺も3年なのか、あるいは介護度によって有効期限が違うのか、その辺をお伺いいたします。

(介護保険課長) 要支援2と介護1の場合に関しては、審査会のほうでも3年という附帯決議は出てこないだろうと考えています。変わりやすいというものもありますので。あくまでもこの3年にできるよというのは、変化がないであろうという方だけですので、全ての方を3年にするという考え方はございません。あくまでも変化がなさそうな方に関して3年に延長できるということでございます。

以上です。

(頓所) 次に、3番の地域支援事業費の一般介護予防事業費なのですが、けれども、先ほど介護保険課長が言ったように一般介護予防事業ってとても大事だと思うのです。にもかかわらず、この金額が約348万1,000円減ったのはどういうことなのか、お伺いいたします。

(介護保険課長) この一般介護予防事業の中で一番費用が多く出るのが12節委託料の中の一般介護予防事業委託料でございます。これは、市内を23か所の会場を使いまして、体操、それから口腔教室、脳トレといういろんな複合的な教室を開催しているのですが、これが債務負担行為で今年の新しい業者を決めているのですが、その業者が非常に安い金額で落札をしましたので、昨年から比べて数百万安くなっているところになります。

以上です。

（頓所） そうすると、事業の縮小ではなくて委託費をしているその業者の、それというのは見積りで決まったのですか。

（介護保険課長） 入札でございます。8社指名しまして、一抜けという考え方で、市内を2つの区域に分けているのですけれども、一つの業者が全部を取ることを行わないように一抜けのやり方をしたのですけれども、その片方の業者が想定した金額よりも非常に安く落札をしましたので、この当初予算では低い金額になっております。

以上です。

（頓所） そうすると、あと確認なのですが、先ほどのシニアボランティアポイント事業の対象年齢は65歳以上というふうに考えていいのでしょうか。

（介護保険課長） 介護保険ですので、65歳以上の方でないとだめだということ、一般介護予防事業なので、60までおろせないかと埼玉県に確認したのですが、だめだという返事を受けております。

以上です。

（頓所） これもまた確認なのですが、先ほど1時間につき1ポイント、50ポイントで5,000円、仮に超えた場合のことというのは、例えば清算してもう一回というのってありなのですか。

（介護保険課長） 1年間で付与する上限のポイントは50ポイントです。なので、それ以上やっていただいても、これは東松山の例なのですが、欲しい方は通帳を2冊、3冊持っていらっしゃる方はいるそうです。ポイントを自分がためるのがもう趣味みたいな感じになってしまっていて。ただ、お金は5,000円ということで限定してしまいます。

以上です。

（頓所） 最後に、在宅医療介護連携推進事業で500万ぐらいだったかな。この在宅医療連携センターの設置なのですけれども、医師会に委託事業となっているのですが、場所とかそういうのはもう関係なく、鴻巣の医師会にその事業としてお渡しするのですか。結構、なぜかというところ、会議とか、それから研修費とか、何か結構500万って高額かなと思ったのですけれども、もうちょっと事業内容を詳しく教えていただければと思い

ますが。

(介護保険課長) この在宅医療介護連携推進事業ですが、この委託料以外は全部こちら自前でいろいろな研修をやったりとか、この在宅医療介護連携推進検討会議の委員の謝礼ということになっております。残りの、つまり100万ちょっとがそういう研修関係のもの、残りの380万、400万弱が医師会へお願いして連携センターということになっておりまして、この連携センターは医師会が設置しております訪問看護ステーション内に設置しているものになります。

以上です。

(頓所) そうすると、医師会のその訪問介護事業の中でいろいろな事業者と連携をしていくことに対して委託事業というのですか。具体的にお願ひします。

(介護保険課長) この委託なのですけれども、訪看の中にいる職員が、例えば介護事業者とか一般の方とかがお医者さんに関しての情報提供を求めたときに、その情報を出していくということで、ほぼほぼ訪問看護ステーションの職員の給料がほとんどという感じになります。ただ、それで事業を1年間やっていただいて、介護側というか、在宅医療連携なので、在宅で医療を必要な方に対する情報提供をやるという、その費用を介護保険から出しているという感じになります。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時18分)



(開議 午後5時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(金子) 歳出のところで、ちょっと気になったのが、3の地域支援事業費、その3番、包括的支援事業の任意事業費ということで、この1番と2番、総合相談事業費と県の養護事業費ですか、これが両方とも同じ金額、元年度も同じで、2年度も。余り動きはないのですけれども、これは内容的なもの、それと内容はこちらに書いてございますけれども、

これによろしいのかなと、確認ですけれども、お願いします。

(介護保険課長) 1目、2目、3目に関しましては、先ほどご説明しましたとおり包括への委託費として実は一括で払っているのです。この計算の根拠が、各包括、高齢者の数によって配置する人数は違うのですが、こういう職種の間を配置してくださいというふうに指定してあります。その人件費がほぼほぼになりますので、予算の組み方として総合相談と権利擁護は大体同じ数字で毎年同じ金額を計上しておいて、この包括的、継続的なところで人件費なんかの上がり下がり調整をしているというつくり方をちょっとしているものですから、見た目、何か変わらないように見えるということで、あくまでもこの3つを合わせて5包括への人件費の補助をしているという、委託として人件費を出しているというふうに考えていただければと思います。

以上です。

(金子) 分かりました。分かりやすくしているということによろしいわけですね。

(諏訪) 申し訳ありません。先ほどちょっと聞き漏れましたけれども、認定の審査会のところなのですけれども、3年更新にするということでございますが、これは介護保険法の変更ではなく、いわゆる鴻巣市の独自のルールと思ってよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) いえ、これは厚労省のほうからその切替えに関してはできるということで通達が来ておりますので、全国的にやっている市町村だと考えております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、介護保険法が変わったわけではなく、できるという規定ということによろしいのですね。

(介護保険課長) 3年の更新に関しましては、実はもう2年前ぐらいから制度改正はしていたのですけれども、本市はそれをまだやらないで、2年更新までの形にしておりましたのを、様子を見た限り、3年更新のものをやっても大丈夫そうだというふうに判断しましたので、それを始めたというところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 介護保険法ができてちょうど20年になります。当初は介護の社会化ということで、家族介護からの解放ということで始まりました。ところが、介護保険の改定のたびに使いづらい制度になっています。実際に鴻巣市においても施設は増えましたが、なかなかソフト面で介護に従事する方、鴻巣市独自で就労支援事業を始めていますけれども、実際には人手不足で大変です。ある施設では多分半数ぐらいが外国人の方、言葉の壁もありますし、文化の違いもあるということで、なかなか入居者が大変不安な思いされているというふうに聞いております。ただ、制度上、施設の管理に関しましては当市ではなく埼玉県が行うというところで、実態がなかなか改善されていないのが今の施設の状況なのではないのかと思っております。

そして、当市の今回の当初予算でございますけれども、更新が3年に変更する。それは認定調査の簡素化、早くに認定結果が出るというところでは利用される方々にはメリットがあるかもしれませぬけれども、例えば認定をしないで、特に状態に変化のない方々はそのまま介護度をつけていくというような仕組みもつくるというお考えのようなんですけれども、この介護保険料を払って認定というのは初めの窓口のところなので、ここが私は後退だと思っております。今回の鴻巣市のルールの変更に関しては後退をするという感じを持ちました。あとは介護保険料、先ほど委員のほうからも高いと、実際に65歳以上になって1号被保険者になった方々は一様に介護保険料高いとお話しされています。やはり基金から保険料の軽減のために使っていくというスタイルをつくっていただきたいということから、反対といたします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第27号 令和2年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後5時25分)